

第2章 文機能論と発話機能論の全体像

2. 0 本章の概要

本章では、本論文の理論体系の総論をなす。2. 1では、本研究が意図する「発話機能論」が何を指向しているかを示す。そのために、まず Bühler の言語機能論について言及し、続いて Searle に代表される発話行為論のどのような点が発話機能論に援用できるのかを、その本質的な違いに十分留意した上で述べる。

2. 2では、発話機能の重層性を考える上で、特に語用論的条件の関与を一つの目安として、新たに「文機能」という中間的機能を立てるべきであることを論じる。ここで、表記法として〈文機能〉と《発話機能》という区別を導入する。

2. 3では、これまでの日本語モダリティ論が一種の文機能論を指向していた事実を指摘し、その限界を思い切って突破し、日本語文機能論へと至るべきであることを主張する。

2. 4では、日本語の文機能論の概略を論述する。この節が本論文全体を通じての中心に位置する。

2. 5では、文機能に対応する構造の側の中核に位置する述語の分類について、文機能論の見地から、本研究の立場を明らかにする。

本来なら、これに続いて、日本語の《発話機能》についての体系を示すべきであるが、豊かで遠大な内容を含むこの問題については一連の本研究の中で本論文の次に位置するものとし、本論文では体系化を行わない。

2. 1 発話機能と発話内行為

2.1.1 発話機能論に関連する諸理論

言語機能¹⁾、すなわち、人間の生きる営みの中で、言語はいかなる機能を果たすのか、については、これまで様々な言語哲学上の見解、社会言語学の見解が提出されてきた。[表1]として、言語機能の諸説のうちから主要な三説を、対応関係を考慮しつつ示した。

*1 言語機能 (linguistic function) という用語は極めて多義的に用いられる。統語機能 (syntactic function) や音韻論における素性としての機能 (function) などなど。さらに、「言語機能」という訳語は、生成文法・言語発達理論における linguistic faculty の訳語としても用いられる。本研究では、強いて限定的に言うとするれば、言語の社会的機能 (social function) という意味で用いている。人間が社会的文脈 (生活における人との関わり) の中で言語がどのような目的のもとに発されて、その役割を果たしていくか、ということについてである。

2. 1 発話機能と発話内行為

それぞれに定義が異なるため、対応関係は正確なものではないが、概略としてこの表のように対応している。このうち Bühler の説は諸説の中でも最も基本的で、しかも本質をよく捉えている。後のものはすべてこれを何らかの方向に拡張したものと言ってよい。Jakobson は、人間の言語活動をより詳細に観察し、挨拶や相づちなど、言葉を交わすことの機能＝話しかけ機能 (phatic) や、言語研究や言葉遊びなどにおける記述用言語の機能 (metalinguistic) を、それぞれ一つの機能と認めることによって、言語の周辺的な機能をも射程に入れた。また、Hartmann & Stork の場合は、描写機能 (representational) と伝達機能 (communicative) とが一つの発話に同時に機能するなど、言語機能の重層性を見積もった見解として出されている。

[表 1] 言語機能の主要な三説 (出典の次行は訳語の出典)

Bühler1934	Jakobson1960	Hartmann & Stork1972
脇坂他訳 1983	伊藤他訳 1980『ラールス』	大塚・中島監修 1982
Ausdruck 表出	emotive 情動的機能	expressive 表出機能
		cognitive 認知機能
Darstellung 叙述	referential 指向機能	representational 描写機能
		communicatives 伝達機能
Appell 呼びかけ	conative 働きかけ機能	appellative 訴え機能
	poetic 詩的機能	
	phatic 話しかけ機能	
	metalinguistic 記述用言語の機能	

さて、本研究が目指すのは、言語総体の一般的機能ではなく、個々の発話の機能についての理論である。形態素や単語の機能ではなく、談話 (discourse) としての機能でもなく、文を単位とし、それが発話として人間のコミュニケーションの営みの中でどう機能するかを記述していきたいと考える。これを一貫して発話機能と呼ぶことにする。この時点で発話機能を定義すると、「人間が生きる営みの中で言語を用いて何かの行為を行おうとするときに、その目的達成のために、言語活動の素材である個々の文に対して話者が託す機能」ということになる。そして、発話機能をめぐる理論が発話機能論である。

言語機能の諸説は発話機能について考察する上で、参考になるだろうか。上に挙げた三説で発話機能に置き換え可能なのは、結局のところ、Bühler の単純な図式に限られる。他の説は、文という単位の機能とは言えないものを含んでいたり、一つの文が発話されることを何段階かの機能の集積と見たりして、複雑化しているために、発話機能論からは距離がある。

半世紀をさかのぼるが、Bühler の説を引用しつつ、日本語の発話機能について論じた先行研究がある。佐久間 (1941) である。そして仁田 (1979)、同 (1985b) は、佐久間の説を援用したとは明言しないものの、佐久間が用いた訳語と同じ用語によって、「表現類型」、「伝達のムードの人称指定」を論じている。これほど用語上の影響関係が顕著でなくても、

他にも、モダリティを基準として日本語の「文類型」を試みた論考は、奥田(1996)などがそうであるように、必ずと言ってよいほど発話機能論の色彩を帯びている。

本研究で言語機能論を考察の出発点とする背景の一つは、このように、現代日本語文法におけるモダリティ論が、結果として Bühler の理論から多大な影響を受けているからである。日本語モダリティ論史については2. 3にて詳しく論じることにするが、とりあえず、本節では Bühler、佐久間の言語機能論を既存の発話機能論を代表するものと考えことにする。

更に、言語哲学の一つの分野を成す発話行為論(speech act theory)において、Searle の発話内行為(illocutionary act)が、発話機能論に急接近した。これらはいわば、異った関心からスタートして同じ一つのゴールに近づいてきたようなものである。この対応関係を[表2]に示す。

[表2] 発話機能論と日本語モダリティ論と発話行為論の対応関係

発話機能論		日本語モダリティ論		発話行為論
Bühler1934	佐久間 1941	仁田 1979、同 1985		Searle1979b
Ausdruck	表出	表出型	～タイ、～ヨウ	expressives
Appell	うったへ	訴え型	～シロ、～スルナ	directives
Darstellung	演述	演述型	状況描写文、判断文	assertives
				declarations
				commissives

2.1.2 Searleの発話行為論について

発話行為論の理論構築には多数の研究者が関与しているが、主要な主張をなしてきたのは、J.L.Austin、J.R.Searle、D.Vanderveken の三者に集約される。十分に知られている彼らの主張を改めて繰り返すことはしないが、発話機能との関わりという視点をもって確認しておきたい。

2.1.2.1 AustinとSearle

言語哲学者 Austin の最大の関心は、「日常言語の非論理性を論理的に示すこと」だったのであるかと筆者は理解している。彼が"I promise to come."のような遂行文(performative sentence)に関心を持ったのも、それが真偽値を有しないという揺るぎない事実注目したからであった。Austin(1962)では発話行為(locutionary act)、発話内行為(illocutionary act)、発話媒介行為(perlocutionary act)の別が提示されるが、その関心の中心が常に遂行動詞にあったことは、彼が施した発話内行為の分類を見るとよくわかる。ここでは、彼が挙げた発話内行為動詞の語例の中から三つずつを例として挙げる(訳語は坂本訳(1978)による)。

- Verdictives(判定宣告型) : acquit(無罪とする), convict(有罪とする), rate(見積もる)
- Exercitives(権限行使型) : appoint(任命する), order(命令する), dismiss(免職する)

2. 1 発話機能と発話内行為

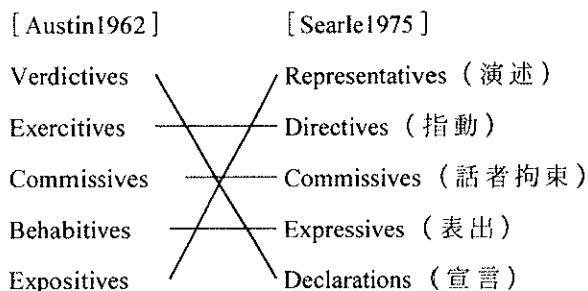
Commissives(行為拘束型) : promise(約束する), contract(契約する), intend(意図する)

Behabitives(態度表明型) : apologise(謝罪する), thank(感謝する), congratulate(祝う)

Expositives(言明解説型) : affirm(肯定する), deny(否定する), state(陳述する)

Austin は英語において一つの発話内行為に一つの明示的遂行動詞(*explicit performative verb*)が対応すると考えていたのである。この段階の発話行為論は論理哲学的色合いが濃く、まだ発話機能論への接近は見られない。

これに対して Searle(1975)では、発話行為と発話内行為との区別を批判するなど、Austinの理論の重要な部分に大きな変更を加えている。そして、最も重要だと思われるのが、新たに提案された発話内行為の五分類である²。Austinの五分類と合わせて示す。



分類の基本的な大枠は変わっていないので、対応関係を線で結んで示したが、名称はCommissives 以外はすべて変えている。定義を大幅に変えたためである。Austinの定義では、同じ発話内行為が複数の型にまたがって分類されたり(例えば、describe が Verdictives と Expositives の両方に重複して属す)しているのに対し、Searleは重複が起きないように定義を厳密にした(Searleの分類では describe は Representatives に属す)。

さらに重要な点は、考察対象を拡大したことである。Austinの発話行為論の最大のポイントは明示的遂行動詞と遂行文の研究にあったと言っても過言ではない。それに対し、Searleは、明示的遂行動詞を持たない一般的な文に対して(一語文などの特殊な例を除く)、発話内目的(*illocutionary point*)、発話内効力(*illocutionary force*)をそなえていることを論じた。従って、Austinのように遂行動詞を列挙するようなことは、Searleは行っていない。そのかわりにあらゆる発話の発話内行為を記述するために、そのための適切性条件(*felicity conditions*)を詳細に記述している。

日本語で考えても、Searleの批判はうなずける。「転勤を命じる」という文は確かに「命令」という発話内行為が遂行動詞「命じる」によって表現された遂行文である。Austinの関心は主にこの種の文に向けられている。しかし、「転勤しなさい」という発話もれっきとした命令行為であり、「君に転勤してもらおうことになったよ」、さらには「地方で鋭気を養うのも悪くないと思うがどうだろうか」といった間接発話行為(*indirect speech*

*2 Searleの発話内行為五分類の訳語の根拠について、2.1の末尾に補注を設けて詳述した。従来、これを引用する諸論考の邦訳書によってまちまちだったが、今後定着することを望む。

act)さえも、発話者の権限を保障する準備条件(preparatory condition)などが満たされるなら、命令という目的が意図された命令行為に範疇化できるのである”。このように Searle の発話内行為の理論は、実際の発話から抽象的な発話内効力(illocutionary force)を記述するという性質によって、言語哲学から言語学(語用論)の領域にスライドしてきたと言えよう。

2.1.2.2 Searleの発話内行為の五分類

Searle(1979b)における発話内行為の五分類について概略を整理しておきたい。

- I assertives (演述行為) 物事のあり様を聴者に伝える
合致の方向：言葉を世界に合致させる
- II directives (指動行為) 聴者に行為をしむける
合致の方向：世界を言葉に合致させる
- III commissives (話者拘束行為) 話者自らの行為を拘束する
合致の方向：世界を言葉に合致させる
- IV declarations (宣言行為) 発話とともに世界に変化を生じさせる
合致の方向：言葉を世界に、世界を言葉に、双方への合致
- V expressives (表出行為) 感情や態度を表出する
合致の方向：無し(世界と無関係)

「合致の方向」(the direction of fit)というのは、世界と言葉との関係づけ方の方向性のことである。この場合の「世界」とは認識論的な意味での世界のことで、現象世界とか客観世界などと言い換えてもよい。話者は発話において必ず、その発話と世界とを関係づけるのだが、その関係づけ方の違いが発話内行為の違いを特徴づけている。演述行為(assertives)の例としては、「雨が降っている」という報告は、現象世界の天候のあり様を言葉で描写している。つまり、世界に言葉(=命題内容)を合致させている。また、唯一真偽値を有する。指動行為(directives)の例としては、「手を挙げろ」という命令は、聴者がその命令に従った行動を取ることによって現象世界を変化させようとしている、つまり言葉(=命題内容)に世界を合致させる発話である。話者拘束行為(commissives)も、合致の方向においては指動行為と同じである。宣言行為(declarations)の場合は、発話時と同時に行為を遂行することになるので、発話と世界の変化とが同時だと考える。従って、合致の方向は双方向になる。表出行為(expressives)の場合、表出するのは話者の内面の心理的状態であり、現象世界のできごとではない。従って、真偽値もない。雨が降っていないのに

*3 このことは、遂行動詞(省略された第一人称主語を含めるなら遂行節)を有する「転勤を命じる」と、そうでない「転勤しなさい」が意味的に全く等価であると主張しているわけではない。前者は会社の上司が一定の権限をもって遂行するが、後者は選択権を有する聴者に、第三者がただ助言をしているだけかもしれない。この点で Searle の理論は Ross の遂行分析とも一線を画している。

2. 1 発話機能と発話内行為

話者の誤認によって「雨が降っている」と言うのは偽の演述行為だが、感謝していないのに「ありがとう」と言うのは、偽の表出なのではなく、誠実性条件(sincerity condition)に抵触するため、表出行為それ自体が不成立になる。

Searle(1979b)は、各発話内行為から仮設された行為遂行動詞と、適切性条件からもたらされる英語の構文上の制約によって、文の深層構造(deep structure)を記述している。

- I assertives (演述行為) ものごとのあり様を聴者に伝える
誠実性条件：話者 S が命題 P に対する信念を有する
命題内容条件(propositional content condition)：なし
深層構造：I verb(that) + S.
- II directives (指動行為) 聴者に行為をしむける
誠実性条件：話者 S が聴者 H に対し、行為 A の実行を求めている
準備条件(preparatory condition)：聴者 H が当該の行為 A を実行可能である
命題内容条件：聴者 H が未来の行為 A を行う
深層構造：I verb you + you Fut Vol Verb(NP)(Adv).
- III commissives (話者拘束行為) 話者自らの行為を拘束する
誠実性条件：話者 S が当該の行為 A の実行に対して意図をもつ
準備条件：話者 S が当該の行為 A を実行可能である
：聴者 H が話者 S に対し、行為 A の実行を求めている
命題内容条件：話者 S が未来の行為 A を行う
深層構造：I verb (you) + I Fut Vol Verb(NP)(Adv).
- IV declarations (宣言行為) 発話とともに世界に変化を生じさせる
準備条件：話者 S が当該の行為 A を実行し得る立場にある
命題内容条件：話者 S が現在の行為 A を行う
深層構造：I verb NP₁ + NP₁ be pred:
I declare + S.
I verb(NP).
- V expressives (表出行為) 感情や態度を表現する
誠実性条件：話者 S が心理状態 M を経験している
命題内容条件：話者 S に現在の心理状態 M がある
深層構造：I verb NP₁ + NP₁ be pred:

2. 1. 3 発話内行為から発話機能へ

Searle の段階で、発話内行為の理論は一気に発話機能論に接近したと言える。確かに、文を分類していく立場から言えば、発話機能の類型と発話内行為・発話内効力の類型とが類似しているのは必然的なことである。発話内効力が遂行されることで発話の機能が果たされるからである。

それでは、相違していた部分については何に由来するのだろうか。[表2]を見ても欄外にはみ出した2点の相違がはっきりと見て取れる。

まず宣言(declarations)については、Austinにとって中心テーマだった明示的遂行文について、発話者の特殊な権限を準備条件とした上で、一つの発話内効力を持つものとして独立させている。このようにAustinの論理的な理論から引き継いだ部分に関しては、発話機能論に対応物がない。

話者拘束(commisives)については、適切性条件の綿密さに関する違いであると言えよう。つまり、commisivesは、直接的な文の機能としては「意志の表出」に相当するが、発話内効力としては話者自身の未来の行為を拘束する「約束」や「宣誓」などの効力が生じる。それに対して、単なる意志表出は、話者の行為を拘束しないもので、commisivesではなく、むしろexpressivesとしなければならない。このようにSearleの理論が言語学の語用論の発想を大幅に取り入れたために、発話機能論の側に対応物がないのである。

さらに、より本質的な相違に注目すべきである。Searleの理論は急速に言語学(語用論)の理論を取り入れたものの、依然として「行為」の理論であって「言語」の理論にはなっていないのである。どういうことか、一例を挙げて説明したい。

演述(assertives)の誠実性条件(sincerity conditions)は「話者Sが命題Pに対する信念を有する」となっているが、もし話者が虚偽とわかっている事実を聴者に伝えたとしたら、Searleの立場ではその発話は演述行為を遂行していないことになる。つまり、雨が降っていないとわかっている「雨が降っている」と言った場合にはそれは演述行為を遂行していないことになる。それは、発話行為に限らず、人間のあらゆる行為において、意図(intention)というものが大前提にあるとSearleは考えているからである。例えば、ある人物が目の前にあるボタンを押してみたらそれがたまたま爆弾のスイッチだったとしよう。Searleの理論によれば、その人物は《スイッチを押す》行為を行ったとは言えるが《爆弾を爆破する》行為を行ったことにはならないはずである。行為者が意図していないからである。それは客観世界の物理的連関がたまたまそうになっていたに過ぎない。このように処理しなければ、一つの行為と影響関係にある現象をすべて、同時に遂行された別の行為として記述しなければならなくなる。また、そのように意図というものを考慮しないと、人間だけが行う行為の記号性を、動物の行為から峻別できなくなってしまう。「スイッチを押す」などという極めて記号性の強い行為は人間にしかできないものでなければならない。たまたま犬がスイッチを踏みつけて爆弾が爆破されてもそれを爆破行為と見なすわけにはいかないのである。このように考えると、Searleが「行為」の理論として意図を重視することは正しい。

しかし、言語には行為としての記号性以前に、その素材である文や語自体が記号性を有している。つまり、「雨が降っている」という文を発話することは、話者の意図や信念とは無関係に、その発話自体の記号性によって、聴者に対して(時には意図せざる)機能を果たしてしまうのである。従って、行為の理論ではなく、言語の理論として考えた時には、

「雨が降っている」という発話は、話者の意図の如何にかかわらず、一定の機能を果たしていると考えべきである。つまり、「行為を遂行すること」と、「機能を果たす」とは違うのである。

先の例で言えば、「爆弾のスイッチの仕組み」は爆弾を爆破させる機能をもっている。行為の研究者とは別に、工学技術者がその機能を研究するように（ただし創造的に）、行為の研究者とは別に、言語学者は言語の機能を研究しなければならないのである（ただし記述的に）。

念のため付け加えると、この区別は、Searle の言う、発話内効力と発話媒介効果 (perlocutionary effects) の区別と結果的に重なる部分があるが、本質的に異なる。例えば、話者が聴者に転勤を命じる時に、そのことで聴者が怒り、遂には退職を決意するに至ったとしても、それは発話内効力ではなく、発話媒介効果だとする、というものである。それはより複雑な前提や話者と聴者の人間関係によって非意図的に生じた効果であることから Searle は区別したのだが、本論文の立場で言えば、意図的かどうか、というより、それは発話された言語の機能と言えるかどうか、という点で区別されなければならないと考える。

このように本論文では、行為の理論としての発話行為論ではなく、言語の機能の理論を言語の側から考えようとするものであり、本質的に異なるのである。しかし、そういった本質的な違いにもかかわらず、発話行為論は大部分において、発話機能論に対して有益な多くの知見を提供してくれている。例えば、準備条件の多くは言語がどういう状況下でその機能を発動させるか、について重要な知見を与えてくれている。

Searle の発話行為論が言語学の諸領域と重なっていることは、複数の研究者によっても指摘されている。Levinson(1983)p.243 は発話内行為を文類型(sentence type)の理論であると指摘している。Palmer(1986)p.13 は、Searle の発話内行為について「モダリティの議論に有益な枠組みを提示してくれる」と述べている。May(1993)p.132 は、発話内行為と統語論上の法(mood)との類似を指摘し、直説法(indicative mood)と描写(representatives)、命令法(imperative mood)と指動(directives)の対応関係について言及している。

彼の理論は依然として説得力を有しており、言語学者、言語哲学者、Leech や May などの語用論学者から、大方の支持を得ている。用語については、Searle(1979b)で Searle(1975)を再録するに当たって、representatives を assertives に改めたことが一度あるが、それ以降、Levinson などによる批判を受けながらも、全体の枠組みを変更することなく今日まで維持している。現在では、Vanderveken によって、この五分類を基本的枠組みとする議論が継続されている。本論文では、本質的な違いに十分な配慮をしながらも、Searle の理論を発話機能論として大いに応用したいと考えている。

2.1.4 本研究における行為の理論的枠組み

ここでは、Austin、Searle の説に依拠しながら、日本語の発話機能論に至る前提理論としての発話行為論の枠組みを示しておきたい。[図 1]に基づいて説明する。

2. 1 発話機能と発話内行為

[図1] 人間の諸行為の記号性の概略的な図式

【人間の諸行為】		【高次の行為】
【動物的行為】		
姿勢を取る行為	立つ、座る、寝る、もたれる、背負う、……	
移動行為	走る	逃げる、追う
	歩く、這う、転がる、泳ぐ、……	ある場所へ向かう
生理的行為	眠る、呼吸する、排泄する、交尾する、……	
飲食行為	食べる、飲む、嘔む、吸う、なめる、……	
発声行為	うめく、なく、叫ぶ、黙る、ほえる、……	
【人間的行為】		
発声行為	歌う、笑う、怒鳴る、つぶやく、……	
身振り行為	首を横に振る	〈否定する〉
	手を小さく振る	
	頭を下げる	〈挨拶する〉
道具を使う行為	ボタンを押す、スイッチをひねる、……	器械を操作する
	アクセルを踏む、ハンドルをまわす、……	自動車を運転する
	息を吹き込む、穴を指で押さえる、……	笛を吹く
	スイッチを入れる、キーをたたく、……	ワープロを打つ
	カメラを向ける、シャッターを押す、……	写真を撮る
裁縫行為	寸法を測る、裁断する、折る、縫う、刺繍する、…	洋服を仕立てる
装着行為	服を着る、ボタンをとめる、帽子を被る、 靴を履く、ネクタイをしめる、……	正装をする、 〈格式や性を示す〉
	指輪をする	〈既婚を示す〉
	バッヂをつける	〈地位を示す〉
調理行為	切る、煮る、混ぜる、味つけする、盛りつける、…	ボルシチを作る
制作行為	くつつける、さしこむ、ネジを巻く、……	機械を組み立てる
遊戯行為	駒を並べる、駒を動かす、……	将棋をさす
発話行為	「バカヤロウ」と言う	〈罵倒する〉
	「ありがと」と言う	〈謝意を表す〉
	「君はクビだ」と言う	〈解雇を宣言する〉
	↓ (一般化) 有意味の言語音声を発音する	〈ある発話内行為を 遂行する〉 ↓ (一般化) 発話内行為の内部へ ↓

発話内行為 (illocutionary act) = 発話行為と同時に意図的に遂行される高次の行為
 〈事実を報告する〉、〈意見を主張する〉、〈自分の考えを述べる〉、
 〈感情を表現する〉、〈未来の予定を言う〉、〈命令する〉、〈依頼する〉、
 〈忠告する〉、〈勧誘する〉、〈質問する〉、〈意志表示する〉、〈約束する〉、
 〈命名する〉、〈賭ける〉、〈行事を進行する〉、〈判決を下す〉、〈承諾する〉、
 〈断る〉、〈叱る〉、〈料理を注文する〉、〈誓う〉、〈詩を詠じる〉、
 〈祈りを捧げる〉、……

まずはじめに発話行為が論じられているレベルについて確認をしておきたい。発話行為とは人間の諸行為の一つで、言語音声を発し（あるいは文字を筆記し）、それによって何

らかの意味を表現する行為のことである。

次に、[図1]では、人間が意志的に行い得る諸行為のうち、第一義的に行為であるレベルのものだけを集めた。太線の上は動物の意志的行為として共通しているもの、太線の下は人間に限られるものである。

人間の諸行為はその記号性に依りて、高次の行為を兼ねることになる。例えば、「切る、炒める、煮る」などの一連の行為が一定の目的を持つならば、「ボルシチを作る」という高次の行為を兼ねることになる。動物の行為にもそのような記号性はある。例えば「走る」行為は、獲物を「追う」行為や、猛獣から「逃げる」行為を兼ねることがある。それは「走る」行為が目的に基づいているとみなされた時に、そのような記号性が発生するのである。

発話行為が発話内行為を兼ねるのも、発話行為の記号性に由来するものである。ただし、「走る」行為の記号性と発話行為の記号性には、重要な質的相違がある。厳密な意味で「走る」行為に「追う」行為をかねさせるのは行為者の意図である。しかし、意図は外に表れていない。ネズミの後を猛然と走る猫の姿から、第三者である観察者がネズミは「逃げ」、猫は「追って」いるのだと、それらの意図を類推しているのに過ぎない。

それに対して、発話行為はそれ自体が記号である。従って、ある人物が「バカヤロウ！」と発話した場合、その発話者が聴者を罵倒しようとした意図が、発話内容に表現されている。それによって、この話者が発話行為と同時に「罵倒」行為という高次の行為を兼ねて行ったことが、類推ではなく、その発話それ自体によって認められる。仮に発話者が自分にそのつもりはなかった（別の意図があった）と後で言ったとしても、意図だけでは、発話それ自体の記号性を無効にすることはできない。このような記号性を有する行為として、発話行為以外では、身振り行為やある種の装着行為の中にも認められる。これを他の高次の行為と区別するために〈 〉で示した。

その罵倒行為が、聴者を怒らせるという、更に高次の目的を意図して発されたものである可能性もある。これが、発話媒介行為(perlocutionary act)である。つまり、「バカヤロウ！」という言語音声を発する行為(発話行為)は、罵倒行為(発話内行為)と聴者を怒らせる行為(発話媒介行為)を兼ねていたことになる。先に述べた、「走る」行為が兼ねた「逃げる」行為は、意図達成に至るまでの語用論的性質において「発話媒介行為」と同レベルに属するものである。いわば、「走る」行為の媒介行為だったわけである。そのように考えると、人間のあらゆる行為は、対人関係の上で語用論的な「媒介行為」を兼ね得ることになる。しかし、「媒介行為」の記号性は一回的、偶然的であるのに対し、発話内行為の記号性は社会的で、規則的なコードを有する。故に、発話の文法構造の分析と密接に関係している。これによって、その研究は言語の構造と機能の相関関係の記述となる。

このように三重の行為を兼ねる記号的行為には、身振り行為などもあるが、人間の社会的行為の多くが発話内行為の記号性によって遂行されるという点で、発話内行為ほど多様化し、複雑化した行為はない。

2. 1 発話機能と発話内行為

他の一般の行為の「媒介行為」は、より均質的なしかたで重層化していく。「走る」ことが「逃げる」ことを兼ね、「逃げる」ことが「聴者をあきらめさせる」ことを兼ね、「聴者をあきらめさせる」ことが「自分の罪が免除される」ことを兼ね……、といった具合にいくらかでも重層化していくことができるが、そのいずれの段階をとっても、新しく生じる行為は「媒介行為」である。人間の行為には上に挙げたもの以外にも様々あるが、何がプリミティブな行為で、何が高次であるかは厳密には認定しがたい。上の〔図1〕の中では、高次の行為が単に「目的」や「行為の集合」を表しているようなものも含まれている。いずれにせよ、それらの中に、行為によって示される記号性というものはない（「将棋をさす」のように、行為の及ぶ対象が持っている記号性については考慮していない）。

次に挙げるのは人間の諸行為のいくつかの例だが、何をプリミティブな行為とするかは難しい。例えば、「買う」の低次の行為の一つは「支払う」だとしても、その更に低次として、「金を渡す」があるかもしれない、といった具合にである。

居住行為：布団をひく、ドアを開ける、電気をつける、鍵をかける、……

美化行為：掃除する、洗濯する、化粧する、散髪する、花を生ける、……

鑑賞行為：音楽を聴く、絵を見る、映画を見る、花を観賞する、……

売買行為：買う、売る、譲る、支払う、貸す、貯金する、……

学習行為：練習する、勉強する、習得する、暗記する、……

思考行為：考える、計算する、推測する、判断する、……

2.1.5 まとめ

以上、2. 1で述べてきたことを整理すると、日本語の構造と機能の相関関係を記述するための大前提として、発話機能論への流れを概観した。言語機能論はもともと抽象的、哲学的な議論であったが、Searleの発話行為論によって発話機能の緻密な記述に至る道筋が示されたと言える。

その見地を援用して述べるならば、人間の行為の中でも、発話行為だけはその複雑な社会的コードを背景として高次の発話内行為を同時に遂行する。その発話内行為の素材としての言語そのものの記号性を記述することが、発話機能の記述につながっていくということである。

補注 発話内行為分類の日本語訳について

ここで、本論文における発話内行為五分類の訳語について、その根拠を述べる。Searleが現在の五分類を確立した Searle(1979b)を含め、それ以降の Searle の主要な文献には、今のところ日本語訳が出されていない。そこで、Searle の五分類を引用して紹介した四つの文献の日本語訳を図示したのが〔表3〕である。

[表3] 発話内行為の五分類(Searle1979b)に対する各邦訳(ローマ数字は提示順)

引用文献	Leech1983	Levinson1983	May1993	Vanderveken1990
日本語訳	池上・河上 87	安井・奥田 90	澤田・高司 96	久保監訳 97
範疇の名称	illocutionary act	illocutionary force	speech act	illocutionary point
その訳語	発話内行為	発話内的力	言語行為	発語内目的
I assertives	I 断定型	I 陳述表現型	I 主張型	I 言明
II directives	II 行為指示型	II 指図型	II 指令型	III 行為指示
III commissives	III 行為拘束型	III 行為拘束型	III 確約型	II 行為拘束
IV declarations	V 宣言	V 宣言型	V 宣言型	IV 宣言
V expressives	IV 表出型	IV 感情表出型	IV 表出型	V 感情表現

ただし、Levinsonに限り、Searle(1976)を引用しており、Iはrepresentativesである。

できる限り従来用いられている訳語を用いたが、各説の異同も考慮に入れて、最終的にはある程度の変更が必要と判断し、結果的に本論文では[表4]の訳語を採用することにした。早く訳語が定着することを望む。

[表4] 発話内行為の五分類(Searle1979b)に対する本論文の訳語

Searle1979b	本論文
illocutionary acts	発話内行為
I assertives	I 演述
II directives	II 指動
III commissives	III 話者拘束
IV declarations	IV 宣言
V expressives	V 表出

訳語の根拠等については、以下の通りである。

最も頭を悩ませたのが、assertivesの訳である。[表3]の通り、訳語が全く統一されていない。動詞assertは、一般的に「断定」と訳されることが多いが、「断定」だと「推量」や「疑問」と対比されてしまう面がある。assertivesは推量や伝聞など、話者にとって真偽が不確実なものも含んでいなければならない。「陳述」の場合は、日本語文法の用語として特殊な意味を付与されて使われてきたので、やはり避けたい。もともとSearleは、Fregeが用いていた認識論上の用語assertionを援用したものだが、哲学用語としては「主張」と訳されることが多い。澤田・高司訳はそのことを考慮したものと考えられる。しかし、これも言語学用語としては主観性が強く出すぎる点で誤解を招く恐れがある。「言明」もまた自己責任の強さと、自身の行為への関与性から、むしろcommissivesの訳語と取られかねない。

このように、「断定」、「主張」、「言明」は訳語の一般的な意味が原語assertivesの意味と正確に対応していない。一般的な意味として近いと感じられる「陳述」は反対に既存の用語法と合わない。すると、この際、一般に用いられない独自の文法用語を用いた方が

むしろよいと考える。

本論文では、佐久間(1941)が造語した「演述」をこれに最も近いものとして用いる。2.1.1でも述べたように、佐久間(1941)では、Bühlerの言語機能論を応用しつつ発話機能について論じている。演述はその際に *Darstellung* に当てられた訳語である。そこで、発話機能論と発話行為論とを積極的に取束させたいとの考えから、この訳語を援用することにする。なお、Bühler(1934)には脇坂他訳があるが、そこで *Darstellung* に当てられた「叙述」も、本論文では他の限定した意味に用いたい用語なので避ける。

directives と *commissives* も適当な訳語がない。池上・河上訳については、*directives* の「行為指示」は聴者に対しての行為であることがわかるが、*commissives* の「行為拘束」は、それが話者の行為を拘束する発話であることが名称に表現されていない。それに比べれば、澤田・高司訳の「指令」と「確約」の方が Searle の意図から外れてはいない点でよりよい。ただし、意味的に限定されすぎである。通常、「指令」は、*directives* の一つである「命令」のうち、行使者の権限が特に強いものについて言う用語であって、「助言」や「許可」などを含むとは言い難い。「指図」についても同じことが言える。「確約」も同様に、*commissives* の一つである「約束」の、しかも程度的に強いものについて言うべきものである。

本論文では、*directives* については新たな造語「指動」を用い、*commissives* については「話者拘束」とする。なお、*directives* が「聴者拘束」とはならないところに、*directives* と *commissives* との非対称性が表れている。*directives* の発話に沿った行為がなされるかどうかは、いかに強権的な発話であっても最終的には異なる意志を有する聴者に委ねられることになるが、*commissives* の発話は話者自身においてなされたものであるがゆえに、行為が実行されなければ、その発話が不誠実なものだったことになる。従って話者自身を拘束する力が発生する。このように両者は非対称的である。

expressives に関しては「感情表現」も重大な問題はない。しかし、佐久間の用語とも共通している「表出」の方を取りたい。

以上のような考えに従って、本論文では[表4]のように訳語を採用した。

また、「発話行為」については原語との対応を示さなかったが、その二つの理由についても、少し長くなるが補足したい。

Searle は Austin の *locutionary act* (発話行為) と *illocutionary act* (発話内行為) の区別を批判し、有意味な言葉を発する行為としての *locutionary act* に替わるものとして、意味を一切考慮しない *utterance act* (発言行為と訳される) という範疇を提案した。彼は、形式(音声・文字)と意味との関係を念頭に置いて、意味を捨象した形式を発する行為として *utterance act* を立てたのである。この批判は正当なものと理解できる。本研究においても「高次の行為を同時に遂行する」という概念は、意味付与の段階を高次と認めているわけである。例えば、「首を横に振る」行為それ自体は無意味な体操行為であって、その記号性の解釈の次元において〈否定する〉行為が同時に遂行されるとみなされる。それと並行的な関係

を想定するなら、発話行為の時点では意味解釈が関与する必要はない。ただ、Austin の意を汲んで弁護するならば、恐らく Austin は、locutionary act を意味行為と考えたのではなく、発話内行為を同時に遂行し得る発話に考察対象を限定するために、「有意味な」という制限を設けたのであって、彼の locutionary act は、有意味な「音声行為」だったのではなかろうか。いずれにせよ、この件に関する議論は本研究においては特に重要な意味を持たないと考え、持ち込むことを避けるのが第一の理由である。

次に、用語そのものの関係についてである。Searle は locutionary act を utterance act に改めた以上、illocutionary act も名称を変更すべきだったし（さしずめ、inutterance act か）、そのことを Searle 自身も認めているが、彼は用語 illocutionary act を維持した。定義を変えていない illocutionary act の用語を変えたくなかったからである。それなら、用語はそのまま定義だけ変更すればよかったとも言えるが、それでは Austin との違いが明確にできなかったのだろう。日本語の用語においても、「発話行為」と「発話内行為」という両者の関係を維持したく、Searle の見解を支持するとしても、「発言行為」と「発話内行為」では関係が不明瞭である。従って用語として「発話行為」を取り、その原語については、locutionary act であるのか、utterance act であるのか、明示しないことにする。

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

2.2.1 文が機能する二つの段階

次に挙げる例文(1)、(2)は Austin が言うところの遂行文(performative sentence)の一種である。「命じる」も「解雇する」も遂行動詞(performative verb)である。Searle の分類では、話者が聴者の雇い主であり、聴者の労働に対して相当の権限を有しているということを条件に、(1)の発話内効力は指動行為(directives)に、(2)の場合は宣言行為(declarations)に分類される。

(1) 君に転勤を命じる。+[I]^A*

(2) 君を解雇する。+[I]^A*

(1)の場合は、聴者の未来の行為を拘束する機能を持っている。聴者が未来にそれに従った行為を遂行してこそ、この発話の目的は達せられる。一方、(2)は、これが発話された瞬間に、話者と聴者の雇用関係は解消している。つまり、聴者の未来の行為は関係なく、現在(発話時)において雇用関係という世界のありさまに変化をもたらす力を持っている。Searle のこのような考え方はそれぞれの行為の、合致の方向と命題内容条件に照らせば理解できる。

(1)→ directives (指動行為) 聴者に行為をしむける

合致の方向：世界を言葉に合致させる

命題内容条件：聴者Hが未来の行為Aを行う

(2)→ declarations (宣言行為) 発話とともに世界に変化を生じさせる

合致の方向：言葉を世界に、世界を言葉に、双方への合致

命題内容条件：話者Sが現在の行為Aを行う

このように(1)と(2)とでは、最終的に果たされる機能が異なるから Searle は異なる範疇に分類しているわけである。

しかし、この処理には一つの疑問が生じる。それは、「命じる」も「解雇する」も共に遂行動詞でありながら、「命じる」についてはそれを命題内容に含めることをせず、一方、「解雇する」の方は命題内容に含めていることになる。両者の処理のしかたが異なっているのである。

Searle の理論の特徴でもあるが、彼は発話内効力を表す遂行節と命題内容を区別し、(1)のように遂行節を持つ文ではそのままにし、(3)のように遂行節を持たない文では、遂行節を仮定することによって、「命令」という発話内効力をもった指動行為と認定したのである。(3)'では命題内容を〔 〕で示し、その外側に、遂行動詞と第1人称主語相当の人称意味+[I]による遂行節があると仮定している。

(3) 君、転勤しなさい。

(3)' [君が転勤すること] を君に命じる。+[I]^{A*}

確かに、(3)'では命題内容が「聴者の未来の行為」であるから、指動行為の命題内容条件を満たしている。

Searle は宣言行為については、遂行動詞すらも命題内容の内に含み込み、新たな遂行節「宣言する。+[I]」をその外側に仮定している。Searle の理論に沿って(1)と(2)の意味構造を記述すると次のようになる。

(1)' [君が転勤すること] を君に命じる。+[I]^{A*}

(2)' [私が君を解雇すること] を宣言する。+[I]^{A*}

もとの遂行動詞が一方では遂行節として残され、一方では命題内容に含み込まれる。このような異なった処理が施される必然性は本当にあるのだろうか。

というのも、(1)において、話者が「命じる」ことによって、その瞬間に「転勤を命じられた状態に置かれる」という変化が世界に起こっている、と考えることもできるはずである。聴者が未来に事実としてその命令に従うかどうかにかかわらず、である。その場合、「命じる」を遂行節ではなく、命題内容の中に取り込むことになる。その場合の意味構造は次のように想定できる。

(1)" [私が君に転勤を命じること] を宣言する。+[I]^{A*}

このように考えれば、理論的には無限に遂行節を追加することができることになってしまう。

(1)" [私が [私が [私が君に転勤を命じること] を宣言すること] を宣言すること] を宣言する。+[I]^{A*}

このような理論的問題を引き起こすのは、Searle が遂行節と命題内容を必ず分離するという前提から来るように思われる。「解雇する」は遂行動詞ではあるが命題内容と区別して、(4)のような遂行節を想定することは難しい。

(4)* [命題内容] を解雇する。+[I]^{A*}

このように考えると、遂行動詞の中でも、「命題内容」を補文として受けるものと受けないものがあることになる。

〈命題内容を受ける遂行動詞〉命じる、判定する、予言する、約束する、……

〈命題内容を受けない遂行動詞〉解雇する、命名する、賭ける、絶交する、……

結局、命題内容を受けない遂行動詞の場合は、すべて「宣言する。+[I]^{A*}」(I declare)という遂行節が想定されて、宣言行為(declarations)となり、命題内容を受ける遂行節の場合は、遂行動詞が各発話内効力をそのまま表しているとみなされ、「命じる」→指動行為(directives)、「判定する、予言する」→演述行為(assertives)、「約束する」→話者拘束行為(commisives)と、各発話内行為に分類されることになる。

混乱を引き起こしやすいこの Searle の方法論に対して、筆者として問題提起したいのは、あらゆる発話内行為において発話内効力を言語化して仮定された理論上の遂行動詞と、まさに遂行動詞によってしか表されない行為における遂行動詞とは真に等価ではないという

ことである。

別の角度から言えば、文をモダリティと命題とに二分するように、命題内容と発話内効力（遂行節）とに二分するというわけにはいかない、ということである。

この問題に対する対処法は次のように考える。

遂行動詞が話者の発話それ自体において果たす機能は常に等価であるとみなす。そして、その発話が聴者に対していかなる機能を持っているかを、全く別次元で記述するのである。先に挙げた例をもとに具体的に説明する。

まず、構文上は(1)も(2)も、聴者を想定しない発話者の発話の段階では、「発話者は、遂行動詞が示す行為を、発話と同時に遂行する」という点で共通している。これを〈遂行〉機能と呼ぶことにする。そして、両者に質的な差が生じるのは聴者に対していかなる効力が生じるかである。(1)の聴者は「転勤行為」の遂行を義務づけられる。一方、(2)の聴者はその時点で既に解雇されている。このように聴者に対して果たされる機能は、それぞれ《命令》、《解雇》である。

(1) 君に転勤を命じる。 + [I]^{A₁} 〈遂行〉 → 《命令》

(2) 君を解雇する。 + [I]^{A₁} 〈遂行〉 → 《解雇》

このように本研究では両者を対等に扱おうとする点で Searle と異なる。

あらゆる発話は二重の機能を果たしていると考えられる。第一の機能は、聴者を前提とせず、発話の素材である文が話者から発話されることそれ自体における機能である。これを〈文機能〉と呼び、区別のために〈 〉で示すことにする。一方、第二の機能は、聴者の存在が前提されてはじめて発動する機能である。これを《発話機能》と呼び、《 》で示すことにする。

次に、こうした《命令》、《解雇》などの発話機能を共通の特徴によって類型化した場合に、それぞれ《聴者拘束》、《宣言》という上位範疇に帰属することになる。：の右側にその上位範疇を記すならば、《命令：聴者拘束》、《解雇：宣言》のように表示される。ここで、文機能、発話機能の表示法の概略を示す。

〈文機能〉 → 《発話機能》

〈下位範疇：上位範疇〉 → 《下位範疇：上位範疇》

e.g. 〈事象描写：描写：演述〉 → 《忠告：働きかけ：指動》

それでは、第一の機能〈文機能〉は何に対する機能かという点、構文構造そのものが発話に対して果たす機能である。話者から聴者へ意思伝達の中では、文は素材でしかない。それに発話状況に関する語用論的条件（(1)、(2)について言えば、話者と聴者の人間関係、話者の権限などに関する条件）の充足にかかわる様々な関連事項が踏まえられてはじめて《発話機能》が発生するのである。

従って、〈文機能〉は基本的に文形式そのものの機能であるのに対し、《発話機能》は聴者の存在を前提として語用論的に決定される発話の機能である。〈文機能〉が〈遂行〉でありながら、《発話機能》が様々に異なるものは以下のように記述する。

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

- (5)
- | | |
|----------------------|------------------|
| a 私は明日雨が降ると予言する。 | 〈文機能〉 → 《発話機能》 |
| b 私は君に転勤を命じる。 | 〈遂行〉 → 《命令：聴者拘束》 |
| c 私は明日代金を支払うことを約束する。 | 〈遂行〉 → 《約束：話者拘束》 |
| d 私はこの子を太郎と命名する。 | 〈遂行〉 → 《命名：宣言》 |

次に挙げる例では、述語が「感情表出動詞」、「感情形容詞」であって、話者の主観的な情意、思考、知覚などを表出する時に用いるものである。従って、これらの文の〈文機能〉の段階においては、いずれも〈表出〉機能を持っている。しかし、例えば(5)bは、聴者が前提されていなければ不適格な文となり、権限を有した雇用主である話者が雇用者である聴者に対して発話した場合には、転勤命令の発話機能を発動する。従ってこれは《聴者拘束》ということになる。dについては直接の《発話機能》は《命名》である。この点、aが《予言》でcが《約束》であることと差別を設けることはない。あとはそれらの《発話機能》を大きく分類した場合に、dの《命名》が《宣言》に分類されるのは、発話機能の分類上の問題として処理する。次節で改めて言及する。

他の例も同様である。(5)と(6)のそれぞれ a、b、c、d を比較してみると、発話機能における多様化が明らかに見て取れる。なお、〈感情表出〉の下位分類に関しては、2. 4 [表 2] に詳述した。

- (6)
- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| a 私は明日雨が降ると思う。 | 〈文機能〉 → 《発話機能》 |
| b 私は君に転勤してほしい。 | 〈思考表出：感情表出〉 → 《主張：演述》 |
| c 私は明日代金を支払いたい。 | 〈願望表出：感情表出〉 → 《命令：聴者拘束》 |
| d 私は君の言葉に腹が立つ。 | 〈願望表出：感情表出〉 → 《約束：話者拘束》 |
| | 〈情意表出：感情表出〉 → 《対人的情意の表明：感情表出》 |

(7)は〈文機能〉としては〈演述〉で、《発話機能》としては《指動》と考えることができる(山岡(1988)での「疑似命令文」。3. 3でも言及する)。

- (7) 君は今すぐに行くべきだ。 〈演述〉 → 《指動》

各例文に対する機能の認定の中で、語用論的要素の強い《発話機能》について、「標準的な」ものとして暫定的に認定したものであることを付記しておきたい。例えば、(6)cは、(5)cと比較するために《約束》としたが、それは実際に売買を行った人物どうしの会話であることを想定した場合の《発話機能》である。「支払い」について家族内で相談中の発話といった発話状況を想定すれば、それは《約束》ほどに話者自身を拘束するものではなく、《意志表出》として範疇化されるであろう。

2. 2. 2 〈文機能〉の類型

〈文機能〉を決定する段階では、Searleの準備条件(preparatory condition)に相当する語用論的条件(pragmatic conditions)は必要とされず、命題内容条件(propositional content condition)だけが

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

必要とされる。しかし、それは決して文末形式に限定されているのではない。「述語形式」、「主語の人称」、「時制辞」の三つの要素が関与している。

例えば、「遂行動詞」という述語形式だけが、遂行文を作るわけではない。次の文は確かに遂行動詞を述語としているが、遂行文ではない。

(1) 社長は山田課長を解雇する。

(2) 私は昨日、山田君を解雇した。

(1)は話者自らの行為遂行ではないため、遂行文にならない。時制意味も未来と解するのが最も自然である。(2)は発話時の行為遂行ではないため、やはり遂行文にならない。このように、遂行文には遂行文の命題内容条件がある。Searleの宣言行為における命題内容条件「話者Sが現在の行為Aを行う」と全く同じである。ここに「人称」と「時制」に関する条件が表現されている。さらに、「現在の行為」ということは発話と同時に遂行されるような行為を表す動詞を用いなければならない。それが「遂行動詞」ということになる。

語用論的条件は《発話機能》としての《宣言》が成立するために必要なものと言い換えることができる。

[表1]として「日本語の文機能の類型とそれぞれの命題内容条件の概略一覧」を示した。これは単に理論的産物ではなく、本研究における記述的考察の成果を集約し、総括したものである。従って、この類型の妥当性は、本論文全体の論述を通じて明確にしていくことになる。これらの文機能を有する文の名称は、そのまま「～文」をつけて用いる。

[表1] 日本語の文機能の類型とそれぞれの命題内容条件の概略一覧

文機能の類型			命題内容条件の概略					
上位4	下位8		主語	述語語彙	-tei-	時制辞	M	
遂行			[I] ^{A#}	遂行動詞	×	-ru	×	
表出	感情表出		[I] ^{Bx}	感情形容詞、動詞 + -ta-	—	-i	×	
				感情表出動詞	×	-ru	×	
				感情変化動詞	×	-ta	×	
	意志表出		[I] ^{A#}	意志動詞	×	-ru/-ana-i	×	
					○	-yoo/-mai	—	
命令			[II] ^{A#}	意志動詞	○	-ro/-runa	—	
演述	描写	事象描写	無制限	意志動詞、事象動詞、感情描写動詞、ほか	×	無制限	○	
				状態描写	無制限	状態動詞以外の動詞	◎	無制限
				状態動詞、属性形容詞、描写形容詞、ほか		×		○
		叙述	関係叙述	主題		名詞 + 判定詞、関係形容詞	—	無制限
	関係動詞					×	-ru	○
	属性叙述		主題		属性形容詞、名詞 + 判定詞	—	無制限	○
					属性動詞、可能動詞、価値動詞、所要動詞	×	-ru	○
					動作動詞、事象動詞	○		○

※ -tei-の項目は、接続を義務づける(◎)、許す(○)、拒否する(×)、不可能(—)。

Mの項目は、モダリティ付加辞の接続を許す(○)、拒否する(×)、不可能(—)。

※ [] = 主語の意味属性を表す。ローマ数字は人称意味。添え字は意味格の略称。

この段階で必要な最低限の補足を若干行う。

本論文は品詞分類そのものを目的としないが、文機能・発話機能（特に文機能）の発動に対する決定力という観点から、述語となる動詞・形容詞の品詞分類を行っている。その概略について、以下に示す。下位分類の詳細については2. 5、3. 2などの各節にて論述する。

[表2] 本論文における動詞分類・形容詞分類の概略

	大分類	下位分類	語例
動 詞	意志動詞	遂行動詞	約束する、命名する
		動作動詞	歩く、争う、送る、
	感情動詞	感情表出動詞	思う、痛む、腹が立つ、
		感情変化動詞	疲れる、弱る、痺れる
		感情描写動詞	喜ぶ、悲しむ、怒る、
	描写動詞	状態動詞	ある、いる、おる、要る
		事象動詞	流れる、落ちる、雨が降る
	叙述動詞	所要動詞	要する、かかる、足りる
		価値動詞	値する、匹敵する、拘わる
		属性動詞	役立つ、好む、気が利く、
可能動詞		わかる、通じる、手が届く	
関係動詞		異なる、違う、属する、	
形 容 詞	感情形容詞	情意形容詞	こわい、うれしい、残念だ
		感覚形容詞	痛い、かゆい、くすぐったい
	叙述形容詞	属性形容詞	明るい、速い、確実だ
		関係形容詞	等しい、同じだ、無関係だ、
	描写形容詞		痛々しい、上機嫌だ、

演述の下位分類を区別する条件はここには十分示していない。例えば、形容詞は〈状態描写〉文にも〈属性叙述〉文にも用いられる。両者を区別する条件はさらに別なところにあるが、この表の中に書き込めるほど単純なものではないので、各論の中で詳述することにする。

大分類で見ると、2. 1冒頭に引用した Bühler(1934)の三機能説とほぼ対応しているが、それに〈遂行〉を加えたことで、Austin(1962)の見解を加味したことになる。

日本語研究におけるモダリティ論は、その多くが文機能論を志向している。仁田(1989)の「発話・伝達のモダリティ」は、その傾向が最も強く見られた概念だが、あくまでも「モダリティ」の範囲で論じようとしたために、せつかく「人称制限」という現象を指摘しながら、統語的な一致現象(agreement)であるかのように記述しているところが惜しまれ

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

る。[表 1] を見てもわかるように、モダリティ形式 *-yoo* (いわゆる意志形)、*-ro* (いわゆる命令形)、*-ta-* (願望のタイ) などは、一部の文機能に關与するだけで、しかもその条件中の一つの要素でしかない。この問題は 2. 3 で改めて詳述する。

また日本語の〈文機能〉に関する詳細は 2. 4 に譲りたい。

2. 2. 3 《発話機能》の類型

ここでは [表 3] として、《発話機能》の類型について概要を提示する。

[表 3] 発話機能の類型

発話機能の類型		分類される発話機能の例	命題内容の意味特徴	
上位 4	下位 8		人称意味	時制意味
宣言		命名、行事進行、判決、 採用、解雇、絶交、賭け、	第 1 人称	現在
表出	感情表出	話者の知覚や情緒の表出	第 1 人称	現在
	意志表出	話者の行為への意志の表出	第 1 人称	未来
	話者拘束	約束、宣誓、確約、契約、		
指動	聴者拘束	命令、禁止、要求	第 2 人称	未来
	働きかけ	依頼、忠告、助言、勧誘、 問いかけ、確認		
演述	主張	主張、予言、推量、	なし	なし
	報告	報告、告知、告白、教授、		

本論文の範囲では、《発話機能》を体系化する作業を行わないため、ここには、《発話機能》として範疇化されるものにはどのようなものがあるか、ということを示すことを主眼とする。

なお、命題内容については「条件」としてしまうと〈文機能〉の次元にとどまってしまう。この表では命題内容はあくまでも「意味特徴」にとどめてある。それは、語用論的な諸条件のもとで成立した《発話機能》に付随して、結果として生じる意味特徴に過ぎないからである。

《発話機能》の各範疇はまさに語用論的条件によって定義されていくことになるが、それだけに一層緻密な記述が要求されるであろう。本論文ではその詳細について論じない。ここでは、Searle の【発話内行為】の五分類¹における指動 (*directives*) と話者拘束 (*commissives*) とが、本研究における《発話機能》の範疇化においては、前者は上位分類、後者は下位分類へと、異なる扱いをしている点にのみ言及しておきたい。

*1 発話機能と発話内行為の立て分けは本論文において主要なテーマではないが、範疇を区別する必要がある場合には、《発話機能》と【発話内行為】と表示し分けることにする。

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

Searle(1979b)p.14では、directives と commissives とは「合致の方向」(direction of fit)がともに「世界を言葉に合致させる」点で同じだから、一つに範疇化すべきだという批判に対して反論を試み、directives には聴者を拘束する効力はないが、commissives は話者を拘束するという両者の非対称性に言及している。つまり、directives は誠実な話者による発話であっても、最終的にその目的が達成されないことがありうるが、誠実な話者による commissives は絶対に達成されなければならない、その意味で両者は対称的ではない、というわけである。確かに、聴者に未来の行為を依頼したり助言したりしても、それに従うかどうかは聴者次第であるのに対し、話者自身の未来の行為を意志表示する以上、それは実行に移されなければ、その発話自体が不誠実なものになってしまう。Searle によるこの反論はもったもたものである。その意味で両者の《発話機能》にもかなり差が生じる。directives は、聴者の未来の行為を引き起こすために必要な行為だが、commissives はそれを発話しようとしまいと、自分に意志さえあれば未来の行為を実行することができる。その意味で、commissives は未来の自分の行為を引き起こす効力をもっていない。それなら、一体何のために発話するのかというと、自分の行為に関する言質を聴者に預けるため、つまり自分の行為を拘束するために発話するのだという。

説得力ある議論であり、「非対称性」に関しては異論はない。しかし、話者あるいは聴者の行為を拘束する（行為遂行への義務を負わせる）かどうかについては、語用論的条件の関与が必須要件ではないだろうか。(1)を検討してみたい(2.2.1(6)bの再掲)。(1)は〈文機能〉としては〈感情表出〉と決まっているが、《発話機能》に関しては、語用論的条件(pragmatic condition: PC)によって、少なくとも三通りの《発話機能》が生じ得るであろう。

(1) 君に転勤してほしい。 + [I]^{Ex}

PC1:話者Sが聴者Hの勤務地を決定する権限をもつ → 《命令：聴者拘束》

PC2:話者Sは聴者Hの勤務地の決定権はもたないが、自身の利益に関与する
→ 《要求：働きかけ》

PC3:話者Sは聴者Hの勤務地に直接関与しない → 《願望表出：感情表出》

PC1の場合は、2.2.1でも述べた通りで、柔らかい表現の文を用いてはいるが、厳然たる転勤《命令》であり、Hにとっては拘束力が生じる。PC2の場合は、例えばHとその同僚であるSの二人のどちらかが転勤しなければならないという状況に置かれていて、なおかつSは転勤したくないなどという場合に、《要求》となる。その場合、Hには拘束力は生じないが、Sの利益が関係しているという心理的負担を負わなければならない。PC3の場合は、Hの友人であるSが、何らかの理由でHの転勤を望ましいものと考えていることをただ伝えているだけと解釈でき、その場合《願望表出》となる。

次に、(2)(2.2.1(6)cの再掲)は〈文機能〉としてはやはり〈感情表出〉だが、《発話機能》に関しては、語用論的条件(PC)によって、少なくとも三通りの《発話機能》が生じ得る。

(2) 明日代金を支払いたい。 + [I]^{Ex}

PC1:話者 S は聴者 H に対して支払いの義務を負っている → 《約束：話者拘束》

PC2:聴者 H は話者 S の支払いに直接関与しない → 《意志表出：表出》

PC1 のように、S が(2)を発話する以前から既に支払いの義務を負っている場合は、「S が代金を支払う」ことは前提 (presupposition) となり、「明日」の部分が焦点 (focus) となる。つまり、支払い期日を H に対して確約したことになり、S に拘束力が発生する。一方、PC2 の場合は、S が第三者への支払いに関する希望を、家族である H と相談している中で発話したとすれば、S に拘束力は発生しない。

このように(1)と(2)を比較すると、結局のところ「拘束力」と呼ばれるものは、何らかの言語外の語用論的条件が満たされずして、発生することがあり得ないものなのである。そういったことを踏まえて、話者に拘束力を持つ《話者拘束》と、拘束力を持たない《意志表出》を区別している。このような事情から、《話者拘束》は《聴者拘束》と同様、下位範疇に位置づけられるべきもので、Searle が言うように《指動》と対等に並立するものとは考えない。

ここに述べたことは《発話機能》全体から見ればごく一部のことではあるが、本論文における《発話機能》がいかなる方針に従って範疇化されたものであるかを示す、一つの事例として述べた。

2.2.4 適切性条件の関与するレベル

2.2.1 では当初、Searle の発話内行為の理論に対する問題提起を行い、発話の果たす機能のレベルを立て分けることによって、問題解決を図ろうとした。それは一見すると〈文機能〉というレベルを立てることに主眼があり、《発話機能》の方は【発話内行為】と大差ないように見えたかもしれない。確かに、2.2.3 に述べたような違いは別として、大部分において《発話機能》の各範疇の類型は、【発話内行為】の五分類とよく似ている。

しかし、2.1.3 で既に述べたように、発話行為論と発話機能論の立場の最大の違いは誠実性条件 (sincerity conditions) の位置づけの違いにある。つまり、当該の発話を行為として遂行させる最後の要件は話者の意図や信念といった誠実性条件なのである。2.2.1 で「その発話が聴者に対していかなる機能を持っているかを、全く別次元で記述する」とした時点で、行為として遂行される以前の発話の側の機能に着目したことになり、誠実性条件が捨象されていたのである。これが発話機能論の基本的な立場である。

しかし、まさにそのような誠実性条件の内実によって、発話それ自体が機能としてそなえていないものが発話内行為として遂行される場合もある。詠詩行為、祈願行為などがこれに当たる。これらは文の構造に直接関与しないことにより、文機能論の対象から外れ、その上、聴者を必ずしも前提としない特殊性により、発話機能論の対象からも外れる。

言語を用いて詩を創作する行為は、その詩の内容がいかなるものであれ、詩を詠じようとする意図によって【詠詩】という発話内行為となる。詩の素材である文言が、単独で詩

2. 2 〈文機能〉と《発話機能》

としての機能を有しているわけではない。ただの「おはようございます」でさえ、詩を詠じようとする意図に基づいて発話されるなら、それは【詠詩】行為を遂行している。他者や自身が過去に創作した詩を吟じる行為も、実際のところ、これと連続している。従って、歌を歌う行為とも連続している。

神に言語による祈りを捧げる宗教的行為は、【祈願】行為である。信仰者の祈願行為の捉え方は、宗教によってその意図するところが異なっており、神を聴者とする働きかけ行為と言うべきものもあれば（日本の宗教は全体にその傾向が強いようである）、自身の誓願の要素が強い宗教にあってはむしろ話者拘束行為に近くなる。極めて概略的な言い方になるが、キリスト教の祈りの場合は、神や神が創造した世界の神秘を称える芸術的な行為、つまり詠詩行為に近いと考えられる。しかし、これらの意図という内実が伴わない見せかけの祈願行為もあり得ることを考えると、ここで意図と述べたものは実は《発話機能》のレベルのもので、それを神聖な行為として価値付与するところに祈願行為が定義されることも考えられる。ともあれ、この特殊な発話内行為を発話行為論の専権事項として位置づけることは、《発話機能》と【発話内行為】の質的違いを示す例としても重要であると考えられる。

以上、述べてきたことから、発話行為論と文機能論・発話機能論の関係を改めて整理してみたい。本来、行為の理論である Searle の理論体系は、最終的な発話内行為の説明を指向しているのに対し、本論文では、適切性条件が決定する段階を重層的に考えることによって、発話内行為の要素となる文機能、発話機能を、それぞれ個別に抽出することになる。そして、それは発話内行為が成立するための適切性条件とされた三条件のレベルを立て分けたことによって、文機能・発話機能・発話内行為の三つのレベルが顕現したことになる。ここで、その対応関係を簡単な図式にしたのが、[表4]である。

[表4] 適切性条件の関与する三つのレベル

Searle	適切性条件	本研究
(三条件一括で) 発話内行為	命題内容条件	〈文機能〉
	準備条件=語用論的条件	《発話機能》
	誠実性条件	【発話内行為】

準備条件(preparatory conditions)を語用論的条件(pragmatic conditions)と呼び換えたのも、両者の立場の違いから来ている。行為の理論にとっては、この種の諸条件はあくまでも行為成立のための事前の「準備」として位置づけられる。しかし、《発話機能》にとってはそれら諸条件は定義そのものであって「準備」ではない。そのため、本研究では「語用論的条件」と言い換えたのである。

2.3 日本語モダリティ論と文機能論

2.3.0 本節の目的

現代日本語研究におけるモダリティ論は、一定の方向に方向づけられている。その典型は、2.1で指摘した仁田(1979)、同(1985b)のように、文機能論を志向するモダリティ論が見受けられることである。本節では、その指向性を徹底するためには、最終的には発話機能論に至らざるを得ないだろうこと、そして、そのためにはまず文機能論の段階に積極的に踏み込むべきであることを主張したい。

2.3.1 日本語モダリティ研究史

最初に日本語のモダリティ研究史をごく簡単にではあるが、概説しておきたい。

かつて陳述論争を展開していた時代の日本語研究は、言語研究としては独自の道を進んでいた。それに比べると現在の日本語研究では、アメリカを中心とした欧米諸国での言語研究で用いられている用語、概念、方法論を積極的に取り入れる傾向にある。そうした流れの中で「ムード」、「モダリティ」という用語が普通に用いられるようになり、これによって外国語との対照研究や類型論での議論の俎上にも乗るようになった。しかし、用語の定義や適用は果たして正しく行われているのだろうか。外国語との対照研究の中で、モダリティの性質の違いを日本語の特殊性に帰してしまっているのをたまに見かけるが、用語の適用自体が不適切だからではないかと思われることも少なくない。

定義としては、寺村(1979)においてそれ以前の諸説(渡邊(1971)の「陳述」、Ballyの"modus"、Fillmoreの"modality")¹を総括して定義した「コト(事柄の客観的な描写・叙述を表す部分)に対する話し手の主観・主体的態度」(ムード)をはじめ、鈴木重幸(1972)の「文の素材的な内容をめぐっての、話し手の現実ならびに相手に対する態度」(モダリティ)、中右(1979)の「発話の時点において、その状況に対し話者が示す心理的反応を表現したもの」(モダリティ)など、それぞれに少しずつ違っているものの、おおよそ「命題内容に対する話者の心的態度の表現」といったものに集約される。

日本語のモダリティ論で不鮮明だと思われるのは、以上のいずれの定義を見ても、それが意味範疇なのか、言語形式の名称なのかという、基本的なことが必ずしも明確ではないという点である。各説における定義の如何にかかわらず、その考察対象が何であるかはその論述の内実を見てみないとわからない。そして、それは各説を主張する研究者の言語観にも大きく依存して、考察対象が不統一となっている。

*1 寺村(1979)で出典が明記されていないものは、それぞれ、Bally(1952)、Fillmore(1968)によると思われる。

これまでの日本語モダリティ論で、考察対象とされてきたものとして、概略的ではあるが次の五つを挙げたい。

【モダリティ論の考察対象】

- ①文末形式（命令形などの動詞活用、助動詞、終助詞など）
- ②非文末形式（文中に表れる陳述副詞、副助詞など）
- ③主観性を持った実質語（感情形容詞など）
- ④〈文機能〉＝文類型
- ⑤《発話機能》

これから主要ないくつかのモダリティ研究を振り返りながら、各説が何を考察対象としたのかを、この五つの立て分けに照らして見ることにしたい。

2.3.1.1 山田孝雄から芳賀綾まで

伝統的国文法の分野では、1930年代の山田孝雄、時枝誠記の論争に端を発した「陳述論争」と呼ばれる論争が50年代まで約20年間続いた。議論の中心は、文を統括して完結させる働きの正体や、またその所在をめぐるもので、文論上の概念として独特の捉え方を示しながらも、結果的にモダリティに相当する、話し手の主観的要素の顕在化についての議論であった。

例えば、山田(1936)は、係助詞からの文末への係り結びに典型的に見られる、文を統一して完結させる力（山田はこれを統覚作用と呼んだ）を陳述の概念の内に含んでいる。また、時枝(1950)に至っては、文に統一性を与えるものを陳述とするため、文末以外にも文の統一に関与する「修飾的陳述」を認めている。つまり、陳述は一つの文の完結性や統一性をどこに求めるかという文論上の概念であって、日本語ではモダリティ形式による話者の主観的態度の表明が、文を完結させる力を持っているため、結果的に陳述とモダリティの概念とが重なっているに過ぎない。要するに陳述の概念は、文の完結性・統一性とモダリティとの複合概念と見做してよいと考える。

日本語という個別言語に対する研究が、固有の方法論を持つこと自体は決して不自然なことではなかったが、言語の普遍的特徴に関する様々な研究成果を取り入れていくのには不向きであったし、反対に日本語教育などの実践的な目的に応用するにも、対照言語学的考察に適さなかった。そのため、今日ではほぼモダリティの問題に整理、吸収されていったようである。

ここで文機能論の観点から、陳述論争の終盤に位置した芳賀(1954)に特に注目したい。そこでは、先行する渡邊(1953)における「叙述・陳述説」にほぼ賛同しながらも、部分的に疑問を投げかける。それは「A文を完結させるいとなみ」と「B言語者めあてのはたらきかけ」とを、いずれも「陳述」と認めることに対する疑問である。そして、結論的には、Aに相当する「断定・推量・疑い・決意・感動・詠嘆」などを「第一種の陳述＝述定」とし、Bに相当する「告知・誘い・命令・呼びかけ」などを「第二種の陳述＝伝達」として

区別した。芳賀は、先行の陳述論争を整理し継承しつつ、新しい考え方を提示したように述べているが、実際は隔絶し際立っている。確かに「言語者めあてのはたらきかけ」を陳述としたのは、先行する渡辺(1953)だったが、渡辺の場合は、「終助詞」という言語形式を陳述の所在として限定するという方法を取り、その機能を後から記述して「言語者めあてのはたらきかけ」としたのである。それに対して、芳賀が「伝達」のメンバーとして挙げたのは、文機能を基準として考え、それに該当する文末形式をすべて拾い上げようとしたため、渡辺が考慮しなかった多くの文末形式を「述定」の所在場所として論じている。例えば、「乾杯！」における「誘い」の機能や「お嬢さん！」における「呼びかけ」の機能の所在を、文末イントネーションに相当する「！」に帰する考え方を示している。これらの機能を言語形式に帰しているため、発話機能までは到達していないが、文機能志向が格段に進んだことは間違いない。このような考え方が後のモダリティ研究にも影響を残している。

各研究者によるモダリティ論の考察対象を前頁の記号(①～⑤)を用いて示す(以下、同じ)。カッコ内は当該の研究者が用いた、モダリティに相当する範疇の名称である。

【モダリティ論の考察対象】

- 山田孝雄(陳述) ①
 時枝誠記(陳述) ①②
 渡辺 実(陳述) ①
 芳賀 綏(陳述) ①④

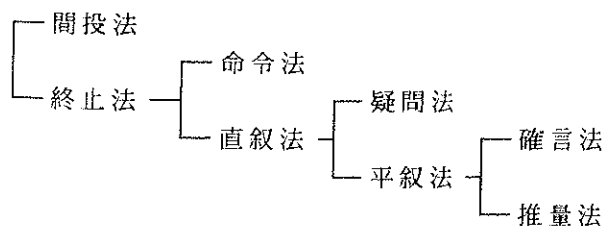
2.3.1.2 三上章と寺村秀夫

日本語研究にはじめて mood という用語を持ち込んだのは恐らく三上章であろう。三上(1959)では、次のように述べている通り、三上は「主体的表現」に当たる多くの要素の中から述語の活用語尾だけを「ムウド」として扱った。

辞(主体的表現)に当たるサマは、助詞にも副詞にもあらわれるけれども、最も顕著なのは用言の活用語尾にあらわれるサマである。ラテン語 *modus* からフランス語 *mode* や英語の *mood* に移って、活用語尾にあらわれるサマをムウドと呼ぼう。

(p.123、傍線は引用者)

彼は、ラテン文法での法(mood)が動詞の屈折範疇であることを十分意識して、日本語での対応物を「活用語尾」に限ろうとしている。それに伴って、具体的に指定される範疇も次のようにラテン文法での用語を援用している。



ただし、実際には三上自身が準用詞に分類しているダロウなどもムウドとして挙げているが、「活用語尾」という定義には検討の余地がある。いずれにせよ、文末形式に限定している点で、〈考察対象〉は①に相当する。

三上の「ムード」を引き継いで、日本語研究の中でこの用語を一般化させたのは寺村秀夫である。しかし、寺村(1981)では三上章とは異なり、「取り立て助詞」、つまり、ハ、モ、コソ、スラ、ダッテ等のいわゆる係助詞、副助詞をムードの一種として考えている。この時点で、既にムードの概念は、日本語文法の中で独自に拡張されたことになる。寺村のムード研究の中心は、依然として文末形式にあり、特に、確言と概言の対立に重要な研究成果を残しているが(寺村(1984)など)、〈考察対象〉としては①②を両方含んでいる。

さらに、寺村(1985)では〈対事的ムード〉と〈対人的ムード〉の区別を導入し、終助詞、動詞の命令形、意向形、感動詞、及び敬語表現を〈対人的ムード〉として新たにムードに含める考えを示した。その意味では、文機能論につながる要素を持つに至ったことになる。ただし、あくまでムード形式として予め特定されたものに対する意味記述として〈対人的ムード〉と呼んだものであって、文機能の側から考察したものではないし、まして発話機能としての《命令》やそこから広がる《勧誘》、《依頼》、《助言》、といった意味領域に踏み込んだものではなかった。

【モダリティ論の考察対象】

- 三上 章 (ムウド) ①
寺村秀夫 (ムード) ①②

2.3.1.3 上野田鶴子

日本語研究に最初に *modality* という用語を用いたのは、Uyeno(1971)と考えられる。終助詞(sentence particles)の遂行的分析という副題に見える通り、ネ、サ、ヨをはじめとする終助詞の研究が中心的なテーマだが、Introduction からは、上野の *modality* が非常に広いものであることがわかる。

それによると、話者の判断を示す語が挿入された場合、その語を一律にモダリティに関する要素として扱おうとする。具体的には、助動詞の「らしい、よう、そう、だろう」はもちろん、さらに動詞「思う」、副詞「たぶん、おそらく、きっと」などがそれにあたる。また、命題よりも話者に関わる辞として、感動詞「あ、ああ、あれ、まあ、さあ、え」、終助詞が *modality* の要素として挙げられている。この場合の〈考察対象〉は寺村のムードと同じではないが①②ということになる。

日本語のモダリティ研究史の中では、モダリティとムードを区別しながら併用したもの

はない²⁾が、上野が、英文法での *modality* と *mood* の区別を念頭に置いていたことは間違いないだろう。英語には、印欧諸語全般に見られる動詞の屈折範疇としての *mood* が存在せず、*mood* を命令法、仮定法といった極めて限定的な文法的表現形態に限って用い、そのかわりに *may*, *must* などの法助動詞 (*modal auxiliary*) や、*perhaps*, *certainly* などの法副詞 (*modal adverb*) を *modality* という用語のもとに広く範疇化している。上野も同様に考察対象を広くするために、敢えて *modality* という用語を用いたのであろう。

【モダリティ論の考察対象】

上野田鶴子 (*modality*) ①②

2.3.1.4 奥田靖雄と鈴木重幸

奥田靖雄や鈴木重幸ら教育科学研究会に属する研究者たちは、用語に関しては「陳述」も「ムード」も用いず、一貫して「モダリティー」（長音符号が入る）、または *modality* を用いている。

鈴木(1972)においては、モダリティーの定義は「文の素材的な内容をめぐっての、話し手の現実ならびに相手に対する態度の言語的な表現」となっている。ここで注目すべきは、定義の中に「相手に対する態度」という要素が入っていることである。このことはモダリティーの分類にも反映している。鈴木はモダリティーの分類がそのまま文類型（文の文法的なタイプ）に対応するとして、次のような分類を掲げている。

A つたえる文

- a 現実について話し手の認識したことがらを述べ立てる
- b 話し手の意志的なことがらを述べ立てる

B たずねる文

- a 現実について相手の認識したことがらをたずねる
- b 相手の意志的なことがらをたずねる

C はたらきかける文

*2 日本語文法の中で、併用ではないが、ムードとモダリティの区別に言及したものとしては、近藤(1989)p.226、益岡(1991)p.29がある。益岡によると「ムード」は「屈折の体系を有する類型の言語に対してのみ有意味な概念」で、「モダリティ」は「言語の個別的、類型的なあり方に縛られない、一般性の高い概念」と区別し、日本語文法の用語としては後者のみを採用している。近藤もほぼ同様である。このような説明は厳密さに欠ける。第一に、この説明は両者の関係を相対的に示すものでそれぞれの絶対的定義が示されていない。第二に、屈折語としては著しく屈折が退化している英語においては、*mood* は必ずしも屈折の体系に対して用いられているとは言えない。例えば、英語の命令法 (*imperative mood*)、仮定法 (*subjunctive mood*) は特殊な文法的表現形態を指していて、動詞の屈折を指していない。ラテン文法では屈折範疇であった *modus* の、英語における異なる文法形態への対応物が *mood* である。それなら、さらに日本語におけるその対応物を、三上章が文末形式に求めてムードと呼んだのも全く非合理的とは言えない。そのことを考慮していない点で、近藤も益岡も不十分である。

相手に動作の実現を働きかける

この類型はモダリティーを定義するものが文の機能であり、発話者の発話行為であることを示している。ただし、それが文末形式に反映されているものに限ってしか言及していないため、結局のところ、〈考察対象〉は文末形式に限定されている。この点では、鈴木重幸は寺村秀夫とほぼ同じ地点にいたと言える。

奥田靖雄については、布村(1984)、奥田(1985b)、奥田(1996)で、モダリティーをもとにした文類型の考えを明らかにしている。それを総合すると、「文の対象的な内容」と「現実の世界の出来事」の関わり方の中に、話し手の現実に対する関係のしかた(=モーダルな意味)が写し出され、それが文の構造の中で文法的なかたち(=モダリティー)をとる、というものである。そして、モダリティーの分類に従って、次のような文類型を示している。奥田(1996)では用語が変更されているが、このレベルの文類型に関する基本的な考え方は変えていない。ここには文機能論志向が表れている。

布村(1984)、奥田(1985b)での文類型 ——奥田(1996)

I のべたてる文 ものがたり文(narrative sentence)——平叙文

まちのぞみ文(optative sentence) ——希求文

さそいかけ文(hortative sentence)——命令文

II たずねる文 ——疑問文

各論としては、「まちのぞみ文」に関する奥田(1986)で、文末に～シタイ、～シヨウという形式を持つ文を収集して、それとものがたり文との違いなどについて論じている。このレベルの文類型は文末形式に依存している。しかし、奥田(1996)で論述している平叙文の下位分類については、その基準は文末形式ではなく、事実の《たしかさ》や、時制意味の制限の有無など、種々の意味的な視点からの分類を大幅に導入しており、形式から意味へと比重を移してきており、文機能論としての要素が強くなっている。

【モダリティ論の考察対象】

鈴木重幸(モダリティー) ①

奥田靖雄(モダリティー) ①④

2.3.1.5 仁田義雄

仁田義雄のモダリティ論については、2.1で述べたとおり、重要な意味を持っている。その文法体系は、重要な部分において寺村秀夫を継承しているが、モダリティに関しては、大まかに三点にわたって顕著な違いが見られる。

第一点は、当初継承していた「ムード」という用語を、仁田(1987)を皮切りに「モダリティ」に変更したことである。仁田はこの変更について、少なくとも論文の中では言及していないのだが、どうやら定義上の重要な変更は含んでいないようである。

第二点めは、モダリティの形式の所在としては当初から文末形式に限定しており、寺村のように取り立て助詞をモダリティとして扱うことはしない。この点では、寺村よりむしろ

る三上章に戻っている。

第三点が最も重要である。それは、文機能論志向であることを鮮明にしたことである。仁田(1979)では「表現類型」という呼称で、独立語文を除外した述語文に対し以下の分類を行っている。前章で既に述べたが、佐久間(1941)の言語機能の用語を援用しており、理論的背景として多くを佐久間に負っている。また、このことは仁田自身も言及している。同論考の「[I] はじめに」で、文法記述において構造と機能を統合することの必要性を論じ、「言語の構造記述は、言語の機能をも説明できる形においてなされてこそ、より秀れたより望ましいものと言えよう」等と述べている。仁田が言語機能研究を志向していることを自ら明言していたのである。ただし、この時点では仁田は、この表現類型がムードだとは明言していない。

[表] 仁田 1979 の表現類型

表現類型		文末形式	人称制限
表出型	意志表現	シヨウ、スルゾ、スルマイ	自称詞
	感情感覚表現	シタイ、感情・感覚を表す形容詞	自称詞
訴え型	命令表現	動詞命令形、スルナ	対称詞
	希求表現	シテホシイ	対称詞
	勧誘表現	シナイカ、シマセンカ	対称詞
演述型	状況描写文		他称詞
	判断文		制限なし

その後、仁田(1985a)では、寺村が「確言・概言のムード」と呼んでいたものを「判断のムード」と呼び直し、その外側に新たに「伝達のムード」を立てて区別した。両者は階層構造を成すとしている。そして、仁田(1985b)では、先に仁田(1979)で示された表現類型をそのまま「伝達のムード」だと明言したのである³⁾。

このことはいろいろな意味で、寺村秀夫から飛躍した。確かに寺村も寺村(1985)において、〈対事的ムード〉と〈対人的ムード〉の区別に言及してはいるが、そこでの〈対人的ムード〉というのは、終助詞や動詞の命令形、意向形などの形式に限定している。つまり、寺村は形式を先に特定し、その意味を記述する際に機能的特徴に言及したのに過ぎなかった。

*3 その後、仁田(1989)では、ムードからモダリティへの用語の変更と共に、新たに「言表事態めあてのモダリティ」、「発話・伝達のモダリティ」という区別を立て、「演述」を「述べ立て」に改め、「問いかけ」を新たに「発話・伝達のモダリティ」に含めるなどの改変を行っている。とは言え、モダリティの二分類に関する基本的な発想において変わっていない。仁田(1992)では、この変更について、本来「判断のムード」であるものが、「伝達のムード」にずれ込む例として、ヨウダ、ラシイなどが婉曲表現として用いられる場合があることなどを理由として挙げている。

推測だが、仁田も恐らく文末形式から立論を出発したと考えられる。シタイ、シヨウは〈表出型〉の機能で、命令形、スルナは〈訴え型〉、という具合である。しかし、表現類型として全体の体系を構築しようとしたときに、文末にモダリティ形式がないものについても、〈演述型〉として、対等に位置づけることに踏み切ったと考えられる。そして、〈演述型〉は、外界の様子や判断などの情報を述べ伝えるといった伝達のあり方、即ち、表現としての機能面から定義するほかなかったのである。従って、上の〔表〕においても〈演述型〉の文末形式は空欄になっている。つまり、定義の仕方が異なる種々の体系を同一線上に混在させていることになる。これは議論の出発点となっている文類型が、実は統語論よりも上位に位置する文機能論から出発していることに起因している。

寺村から仁田へのこの飛躍は、先の陳述論争の中に見た、渡辺実から芳賀綏への飛躍と極めてよく似ている。しかも、芳賀の「述定」と「伝達」の関係は、仁田の「判断のムード」と「伝達のムード」の関係と酷似しており、そしていずれも、形式から機能へと展開したのである。

また、仁田は〈表出型〉、〈訴え型〉、〈演述型〉の各分類の下位分類として、意志表現、感情感覚表現、命令表現、希求表現、勧誘表現、状況描写文、判断文との七種に範疇化しているが、この用語法などを見る限り、仁田は発話機能の記述も念頭に置いていたことも考えられる。しかし、前章にも確認したとおり、徹底的に発話機能について論じようとするならば、語用論的な諸条件に言及せざるを得ない。仁田はそこまでは今のところ踏み込んでいない。

仁田(1979)の問題点として次に指摘したいのは、〈感情感覚表現〉の文末形式の中に「感情・感覚を表す形容詞」が入っていることである。そもそも実質的意味を持つ述語形容詞を「文末形式」と呼ぶこと自体が問題だが、ましてそれをモダリティ(ムード)として扱うのはいかなものか。

この問題の出発点は、～タイをモダリティ形式と考えることから出発している。そうする以上、それと統語的に類似した振る舞いを示す感情形容詞もその中にモダリティを含んでいるとするほかないからである。(1)の a、c は「意志動詞+タイ」を述語とし、b、d は「感情感覚形容詞」を述語とする。しかし、構文は極めてよく似ている*。

- (1)a 水が飲みたい。 +[I]^{Ex}
 b 水が欲しい。 +[I]^{Ex}
 c 眠りたい。 +[I]^{Ex}
 d 眠い。 +[I]^{Ex}

しかし、～タイにおいては、上接する動詞を命題の一部、タイをモダリティと考えれば

*4 +[]は省略されている必須成分。I、IIは人称を表す。添え字は意味格を表し、Ex = 経験者(Experiencer)、Ag = 動作主(Agent)である。意味格については、1.4で詳述している。

よいが、欲シイ、眠イは、そのような分解を許さない。許されるのは_レを非過去時制辞と認めることだけである。

また、両者ともに、ダロウをはじめとするモダリティ付加辞（仁田の「判断のモダリティ」）が下接したり、連体修飾節の中で用いられれば、他者の心的態度の表現にもなり得る。それでは全くモダリティとは言えない。この点でも「意志動詞+タイ」と「感情感覚形容詞」とは全く同じ振る舞いを見せる。もし、～タイのみをモダリティ形式と考えるならば、これを処理するために、擬似モダリティ、あるいは虚性モダリティといった、特殊な範疇を仮定しなくてはならなくなる（野田(1987)、同(1989)）。

- (2)a 彼は水が飲みたいだろう。 (3)a 水が飲みたい人
 b 彼は水が欲しいだろう。 b 水が欲しい人
 c 彼は眠りたいだろう。 c 眠りたい人
 d 彼は眠いだろう。 d 眠い人

〈考察対象〉については、①文末のモダリティ形式は当初から対象としていたが、それに④文機能の観点を加えられた。そのことに伴って、命題とモダリティの二分法に反する、③感情感覚形容詞をもモダリティに含めたことになる。このように、寺村の②を〈考察対象〉から排除したものの、③④へと、むしろ重要な意味を持つ拡大を行ったのである。

【モダリティ論の考察対象】

仁田義雄（ムード→モダリティ） ①③④

2.3.2 モダリティ論から文機能論へ——人称指定の本質——

命令文(1)を見ると、bは文法的だが、a、cは非文となってしまう。このように、動詞命令形という文末形式が〈命令〉という機能的意味と対応して主語の人称を第2人称に制限する現象について、仁田(1985b)では伝達のモダリティによる「人称指定」と呼んだ。

- (1)a *私は
 b 君は } 今すぐに行け。
 c *彼は

仁田は、このような「人称指定」現象を、伝達のモダリティの重要な文法的特徴として積極的に位置づけ、仁田(1991)でも論じている。また、他の日本語研究者によっても、しばしば議論されている（鈴木重幸(1972)、同(1975)、樋上(1979)、畠(1980)、水谷(1985)、東(1997)など）。

その多くはこれを一種の統語的人称の一致(agreement)に類するものと位置づけている。(1)に限って言えば、仁田の説明では、英語の命令法(imperative mood)との類似を感じさせる。

しかし、仁田(1985b)では、統語的な一致とは見なし得ないものまでが同列に論じられている。それは意志動詞のシヨウ形についてで、次のように、主語の人称と伝達のモダリティの意味が対応することを述べている。

- | | | |
|---------|--------|--------------|
| (2)a 僕も | } 行こう。 | [意向] <表出型> |
| b 君も | | [誘いかけ] <訴え型> |
| c 彼も | | [推量] <演述型> |

つまり、シヨウ形という形式は主語の人称形式に対して何ら制約を与えておらず、ただ意味解釈が変わるだけだから、統語的一致現象とは言えない。このシヨウ形に対して仁田は、事例ごとに意味がその都度決まる多義的な形式として処理している。

ここでもシヨウ形の意味とされているものは、文全体が発している一つの機能、すなわち文機能である。これを無理に文末形式だけの意味に帰着させようとするのは無理がある。動詞命令形の場合は、一定の文末形式でなければ非文法的になってしまうために、文機能を文末形式に帰着させても、一応問題は生じない。しかし、それは命令だけの特殊事情である。そうした特殊な事例の処理を他の事例にも過剰適用しようとしているのではないだろうか。

動詞 + -yoo が <意志表出> となるためには、次のような命題内容条件が必要である (2.4.2.2 で再度詳述)。

〈意志表出〉の命題内容条件 (述語別)

- ① 述語が意志動詞 + -yoo であること
- ② 主語が第 1 人称動作主格であること

意志動詞であることも必要である。従って、主語の意味格も動作主格 (Agent) でなければならない。主語が経験者格 (Experiencer) や対象格 (Object) では <意志表出> にならない。

(3) は述語が無意志動詞の場合である。(2)c と同様、[推量] の解釈となる。主語「私」の意味格は対象格 (Object) となっている。

(3) 私もきっと命を狙われよう。 [推量]

従って、動詞の語彙的意味の中にある「意志性」、主語名詞句の人称意味が第 1 人称であること、そして、文末に形式 -yoo があることの三者が命題内容条件を満たし、文全体として <意志表出> という文機能を発生させているのであって、-yoo だけにその意味を帰着させるのは誤りである。

人称形式が省略されていても <意志表出> という文機能が発生するのは、人称意味が発話状況などから決定することなどによるのであって、決して人称意味が関与していないわけではない。

なお、仁田は (2)b を <誘いかけ> としているが、そう解釈されるためには語用論的条件が必要である。つまり、《発話機能》のレベルの問題であり、同列に扱うわけにはいかないはずである。

本題に戻る。この議論を後押しするさらに決定的な現象は、山岡 (1989) で論じた、動詞のいわゆる「ル形言い切り」に見られる現象である。例文 (4)a は、(2)a と異なって、モダリティ形式に相当するものがないが、文機能としては話者が自らの行為への意志を述べ

ているのだから、(2)aと同様の〈意志表出〉となる。山岡(1989)ではこれを「疑似意向文」と呼んだ。

- | | | | |
|------|----|-----------|---------------|
| (4)a | 私は | } 今すぐに行く。 | [意志表出] |
| b | 君は | | [予想] または [命令] |
| c | 彼は | | [予想] |

しかし、そのような効力が発生するのは、aのみであり、第2人称主語のbでは《予想》となる。語用論的条件(発話状況や人間関係など)によっては《命令》ともなり得る。その場合、文末のイントネーションも関係するだろう。第3人称の場合は、《予想》にしかなり得ない。

動詞のいわゆる「ル形言い切り」は、次のような命題内容条件によって、〈意志表出〉という文機能が発生させる(2.4.2.2で再度詳述)。

〈意志表出〉の命題内容条件

- ① 述語が意志動詞のみであること
- ② 主語が第1人称動作主格であること
- ③ 非過去時制辞-ruを接続すること
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと
- ⑤ アスペクト形式を接続しないこと

意志動詞でなければならない点は、動詞+-yooの場合と全く同じである。-yooは形態的な拘束が強く、時制辞や他のモダリティ付加辞(ダロウ、ソウダなど)の付加を形態的に許すが、-yooがない、言い切りの文では、そうした接辞の付加が形態的に許されるので、命題内容条件の中で制限しておかなければならない。

この場合も、これらの条件がすべて満たされた場合に〈意志表出〉が生じるのだということを考え合わせると、ますます接辞-yooに〈意志表出〉の意味を帰着させるのは理論的に厳密でないということになる。

2.3.1で言及した「動詞+タイ」、「感情感覚動詞」の場合も、同様に文機能として処理されるべきものである”。

- | | | |
|------|--------------|--------|
| (5)a | 私は水が飲みたい。 | 〈感情表出〉 |
| b | 君は水が飲みたいだろう。 | 〈状態描写〉 |
| c | 彼は水が飲みたいだろう。 | 〈状態描写〉 |
| (6)a | 私は水が欲しい。 | 〈感情表出〉 |
| b | 君は水が欲しいだろう。 | 〈状態描写〉 |

*5 (5)、(6)とも、疑問文の解釈は考慮していない。疑問文には発話機能として特別な位置づけを与えている。

c. 彼は水が欲しいだろう。 〈状態描写〉

次に〈感情表出〉という文機能が成立するための命題内容条件について示す(2.4.2.1で再度詳述)。

〈感情表出〉の命題内容条件

- ① 述語が感情性述語であること
- ② 主語が第1人称経験者格であること ([I]^{Ex})
- ③ 非過去時制辞を接続すること
(ただし、述語が感情変化動詞の場合は、過去時制辞を接続すること)
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと
- ⑤ アスペクト接辞を接続しないこと

感情性述語には、感情形容詞、感情表出動詞、感情変化動詞、そして、意志動詞+願望の接辞-ta- (動詞タイ形)の四種がある(動詞分類については2.5、形容詞分類については3.2で詳述)。(6)は感情形容詞、(5)は意志動詞+願望の接辞-ta-の例である。〈感情表出〉の意味は、述語の語彙的意味の中の感情性と、主語が第1人称経験者格であることと、非過去時制であることなどを条件として、文全体として発生するものである。これに対して、タイをモダリティ形式として、〈感情表出〉の機能をタイに帰着させようとすると、条件②、③、④が満たされていない場合に、「虚性モダリティ」などと言わなければならないわけである。やはり文機能論として処理すべきなのである。

以上の考察から、仁田が「人称指定」を、主語の人称を指定するモダリティの作用と考えているのは、動詞命令形のみ限定する必要がある。本節で言及した類似の現象に対しては、主語の人称は文機能を発生する要素の一つである、とするべきである。つまり、主語の人称は、主語の意味格や時制など、命題内容条件で示される複合的な要素の一つにすぎない、ということ、そして、文機能が人称を決定しているのではなく、人称をはじめとするそれらの要素が文機能を決定しているのである。ただし、これは理論的な順序立てであって、結果として発動している文機能の側から見て、主語の人称が制限されている、ということは可能である。ただし、その場合も「人称制限」という呼称の方が「人称指定」よりも好ましいと考える。

2.3.3 モダリティ論から発話機能論へ

仁田のモダリティ論は既に文機能論の領域に入っていたが、仁田自身はそのことを意識的に避けて、ぎりぎりまでモダリティ論として通そうとしているように感じられる。この処理は、発話機能論にまで踏み込まざるを得なくなった時に全体の抜本的な見直しを迫られるだろうと考える。

例えば、次のような文は仁田の分類では〈演述型〉に入るのか、〈訴え型〉に入るのかいずれだろうか。

(1) 君は今すぐに行くべきだ。

この種の文は文機能としては〈演述型〉だが、発話機能としては、一定の語用論的条件が満たさざれば、《忠告》として機能する。むしろ、仁田の三分類では「訴え型」に類するはずである。

ここで、文末形式ベキダを〈訴え型〉のモダリティ形式とするわけにはいかない。(2)を見れば、ベキダが全人称にわたる当為表現であることがわかる。《忠告》の機能が発生するのはbだけであるから、その機能を形式ベキダに帰するわけにはいかない。

(2)a 私は
b 君は } 今すぐに行くべきだ。
c 彼は }

従って、ベキダには動詞命令形のような「人称指定」の機能があるとは言えない。～ハウガイイ、～テイイ、～テモイイ、～レバイイ、～トイイ、～タライイなどの文末形式にはすべて同じことが言える。

益岡(1987)はベキダ、ハウガイイ等の文末形式について、「与えられた命題内容に対して、それが望ましいとか好ましい(或は、望ましくないとか好ましくない)といった話し手の価値判断を表現する」ことから、価値判断のモダリティと名付け、判断のモダリティの一種と考える。つまり、〈演述型〉にのみ現れる成分とする。すると、(1)のような発話が機能的に〈訴え型〉であることに対しては、次のように処理している。

主体が聞き手であること、述語が意志的な行為を表していること、テンスが「非過去」であること、という文法的条件を満たしていることに起因するようだ。……

(中略)……ある種の文法的条件、及び、語用論的な条件のもとで、訴え型の表現に相当する内容を含意しうる、と見るべきであろう。以上の観察をまとめると、価値判断文は、ある条件のもとでは間接的に訴え型の文として機能しうるけれども、

基本的には、演述型の文である、という結論を引き出すことができる。(pp.36-37)

特別な条件が必要だから、例外として扱うのがよい、という論法は正しいのだろうか。同じ文末形式を持つ文は必ず同じ文類型に属するという前提を考え直し、文機能の問題として再考すべきではないだろうか。

仁田はこの問題について直接には論述していないが^{*6}、ベキダ、ハウガイイ等の文末形式について、その本来の用法を〈演述型〉における判断のモダリティ形式の一種としての当為表現と規定し、主語が第2人称であるという条件付きで派生形式として扱うことによって、それを〈訴え型〉のモダリティ形式と考えるであろうことは疑いない。その根拠としては、仁田(1985b)の論考において、「主語の人称が多義的な文末形式の意味を決定す

*6 この件について、筆者は直接、仁田氏に口頭で質問し、仁田(1985b)から予想された通りの回答を得ている。ただし、公式にはその後も明らかにされていない。

る」という論法で論じた前例が既にあるからである。2.3.2の(2)で言及した動詞のシヨウ形がそうである。

この論法は、文機能であるものを、伝達のモダリティとして文末形式の意義に対応させようとするものの必然的帰結であろう。もともと古典語における「む」の記述において、伝統的に「意志」の助動詞と「推量」の助動詞とが立て分けて扱われてきたので、シヨウ形については比較的受け入れやすかった。しかしながら、ベキダなどの場合は二義的な形式とする考えが一般的に認められていないため、受け入れられにくいと考えられる。

それ以上に重要な問題は、ベキダの場合、シヨウ形以上に語用論的条件に対する依存度が強いことである。この問題について、山岡(1988)では、上に述べたベキダやハウガイイを文末形式とする文について取り上げ、形式上〈演述型〉でありながら、機能的には〈訴え型〉となる発話として、これを「疑似命令文」と呼んだ。(3)は(1)の主語が略された文である。

(3) 今すぐに行くべきだ。 +[II]^{As}

既に見たとおり、主語が第2人称の場合にしか、〈訴え型〉の発話とはならない。しかし、特定の発話状況において語用論的条件が満たされれば、第2人称動作主格+[II]^{As}が補われ、《忠告》という発話内効力(illocutionary force)=発話機能が発生する。次に挙げるのは、山岡(1988)で引用した実例である(すべて+[II]^{As})。

(4) 汚らしいことを考えるのはよしたほうがいい。 (ハンク)

(5) 今、うちへ帰らんほうがいいばい。 (青春)

(6) 残った資産もできるだけ早く手放すことです。 (ハンク)

同論考では、語用論的条件(PC = pragmatic conditions)について詳しく論述しなかったが、次のような条件が必要になると考えられる。発話行為論では適切性条件(felicity conditions)の一つ、準備条件(preparatory conditions)に相当する。

PC:聴者Hが当該の行為Aを実行可能である。

この条件が満たされていない発話状況を想定すると、《忠告》ではなくなり、演述型の当為表現となる。従って、(7)の第一文は《忠告》とは言えない。

(7) 本当は君が今すぐに行くべきだ。しかし、どうしても都合が悪いと言うならしかたがない。代わりに私が行こう。

いずれにせよ、益岡にしても仁田にしても、文機能論の領域に十分踏み込んでいながら、依然としてモダリティと文末形式の関係に固執した点に問題がある。言い換えれば、文機能論に対する理論的背景が貧弱であったために、この種の問題に対して適切な処理ができなかったのである。ともあれ、こうした文機能論の領域に入っていたこと自体に価値はあった。

しかし、発話機能の段階にまで及ぶと、現状では限界があると言わざるを得ない。要するに、日本語のモダリティ論は、仁田の「伝達のムード」を契機に、発話機能論を論じる必要性のある地点にまで既に到達していながら、その入り口にとどまっている。その内側

にある事例として筆者が挙げた「疑似命令文」は、あくまでも一例に過ぎない。徹底した発話機能の記述、整理が求められるのである。

2.3.1 の初めに、【モダリティ論の考察対象】の⑤として発話機能を挙げておいたが、結局それに該当する先行研究はなかった。モダリティ論という枠の中では限界があるだろう。本研究は、それを試みるものである。

2. 4 日本語の〈文機能〉の概観

2.4.0 本節の目的と概要

〈文機能〉が命題内容条件によって規定されるものであることは前節までに述べているが、事例としてはいくつかを代表させて論じるにとどまっている。本節では、〈文機能〉として筆者が考える8種の範疇の一つ一つについて、その命題内容条件を示す。本節は本論文の中核をなす節である。その妥当性の実証的・記述的な検証として、第3章～第6章が設けられていると言ってもよい。2. 2の[表1]は、本論文全体の結論を一つに集約したようなものである。以下に再掲する。なお、疑問文については、全く異なる見地からの論述が必要であることを2.4.5で述べる。

[表1] 日本語の文機能の類型とそれぞれの命題内容条件の概略一覧

文機能の類型			命題内容条件の概略				
上位4	下位8	主語	述語語彙	-tei-	時制辞	M	
遂行		[I] ^{A*}	遂行動詞	×	-ru	×	
表出	感情表出	[I] ^{R*}	感情形容詞、動詞+ -ta-	—	-i	×	
			感情表出動詞	×	-ru	×	
			感情変化動詞	×	-ta	×	
	意志表出	[I] ^{A*}	意志動詞	×	-ru/-ana-i	×	
				○	-yoo/-mai	—	
命令		[II] ^{A*}	意志動詞	○	-ro/-runa	—	
演述	描写	事象描写	無制限	意志動詞、事象動詞、感情描写動詞、ほか	×	無制限	○
			状態描写	無制限	状態動詞以外の動詞	◎	無制限
					状態動詞、属性形容詞、描写形容詞、ほか	×	
		叙述	関係叙述	主題	名詞+判定詞、関係形容詞	—	無制限
	関係動詞				×	-ru	○
	属性叙述		主題	属性形容詞、名詞+判定詞	—	無制限	○
				属性動詞、可能動詞、価値動詞、所要動詞	×	-ru	○
				動作動詞、事象動詞	○		○

※-tei-の項目は、接続を義務づける(◎)、許す(○)、拒否する(×)、不可能(—)。

Mの項目は、モダリティ付加辞の接続を許す(○)、拒否する(×)、不可能(—)。

※[]=主語の意味属性を表す。ローマ数字は人称意味。添え字は意味格の略称。

2.4.1 〈遂行〉

〈遂行〉の命題内容条件

- ① 述語が遂行動詞であること
- ② 主語が第1人称動作主格であること ([I]^A)
- ③ 非過去時制辞 -ru を接続すること
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと
- ⑤ アスペクト接辞 -tei- を接続しないこと

文を発することで、その述語動詞が表す行為を同時に遂行することになる、そういう文機能を文字通り〈遂行〉と呼ぶ。そのような機能を持つ文は遂行文と呼ばれる。また、そのような文機能を発生させる特殊な動詞を遂行動詞と呼ぶ。この点、Austin(1962)の performative sentence (遂行文)、performative verb (遂行動詞)の定義を踏襲している。

遂行文は、上記の命題内容条件を満たした場合に、その特徴が文の時制意味に反映して「現在」となる。要するに「言語」を用いて行われる行為を表す動詞はすべて遂行動詞となる。また、遂行動詞は、主語の意味格が必ず「動作主格」(Agent)となる点で意志動詞の下位に範疇化されるが、ここに述べた時制意味上の特徴において際立っている。

(1)の a「頼む」と c「約束する」はともに遂行動詞であり、いずれも遂行文を作っている。

- (1)a 「頼む。 + [I]^A 〈遂行〉
 b 何も君に危害は加えん。 + [I]^A 〈意志表出〉
 c 約束する + [I]^A 〈遂行〉 (女社長)

この発話と同時に話者は「頼んで」いるのであり「約束して」いるのである。従って、時制意味は「現在」となる。ちなみに b は、c の約束行為の内容に相当し、話者自身の未来の行為に関する〈意志表出〉となっている。時制意味は未来である。

しかし、遂行動詞が非過去時制辞 -ru を伴って文の述語となったら、その文は常に遂行文であるかという点、そうとは限らない。(2)の c は、未来に「約束する」ことを〈意志表出〉しているのであって、この時点ではまだ約束を遂行していない。

- (2)a たのむ、 + [I]^A 〈遂行〉
 b 助けてくれ! + [II]^A 〈命令〉
 c ……どんなことでも、約束する! + [I]^A 〈意志表出〉 (砂の女)

(3)の場合、時制辞が -ru ではなく、-ta である点で条件③に反し、アスペクト接辞 -tei- が用いられている点で条件⑤に反する。従って、(3)の述語中の「約束」が指しているのは、この発話それ自体ではない。従って(3)は遂行文ではない。

- (3) すっかり忘れてた。あなたに夕ご飯をこちそうするって約束してたんだわね。
 + [I]^A (女社長)

同様に、④に反してモダリティ付加辞を伴った「私は君に約束するだろう」のような文

も遂行文とは言えない。

2. 4. 2 〈表出〉

話者の主観世界の中にある、何らかの心理状態を言語化して表す機能を〈表出〉とし、表出機能を持つ文を表出文とする。そのうち、情意や感覚や思考などの感情を表す機能を〈感情表出〉、動作への意志などを表す機能を〈意志表出〉として下位範疇化する。

表出した心理状態を聴者に伝えることによって何らかの目的を達しようとするのは《発話機能》のレベルであることは、前節で既に論じている。従って、この場合の「表出」という用語は「言語化」といった意味で、他者に伝達するところまでは含んでいない。

2. 4. 2. 1 〈感情表出〉

〈感情表出〉の命題内容条件（初期）

- ① 述語が感情性述語であること
- ② 主語が第 1 人称経験者格であること（[I]^{ex}）
- ③ 非過去時制辞を接続すること
（ただし、述語が感情変化動詞の場合は、過去時制辞を接続すること）
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと
- ⑤ アスペクト接辞-tei-を接続しないこと

「感情性述語」とは、A 感情形容詞、B 意志動詞 + 願望の接辞-ta-（いわゆる動詞タイ形）、C 感情表出動詞、D 感情変化動詞、の総称である（感情動詞分類については 4. 1、形容詞分類については 3. 2 に詳述）。上の命題内容条件は、感情性述語の多様性を度外視して、総括的に初期条件として示したものである。

〈感情表出〉という文機能は、このように、感情性述語が語彙的意味の中にもっている主観性と、主語が第 1 人称経験者格であることと、現在時制意味であること¹⁾などを条件として、文全体として発生するものである。これに対して、タイをモダリティ形式とみなし、〈感情表出〉の意味を、形式タイに帰着させようとする、野田(1987)、同(1989)などがそうであったように、条件②、③、④が満たされない場合を「虚性モダリティ」として処理しなければならなかった(2. 3、3. 4でも言及する)。やはり文機能論として処理するのが合理的である。

次に、上の命題内容条件の①を A～D の種類ごとに限定した場合、③の時制接辞の種類が決まってくることを加味し、さらに、⑤のアスペクト接辞が接続し得るのが動詞述語に

*1 述語が D 感情変化動詞の場合、形態上は過去時制辞を接続しながらも、時制意味は現在である。このことは感情変化動詞という語彙の特殊性に起因する。3. 1でも言及している。

限られることから、A、Bでは条件として明記する必要がないことについても加味して、詳しく記述すると次のようになる。①が限定されるため、本来なら②以下の番号が一つずつ繰り上がるが、本節では初期条件との整合性を考慮して、②以下の番号を変えずに考察する。

〈感情表出〉の命題内容条件（述語別）	
A 述語が感情形容詞の場合 ②主語が第1人称経験者格であること ③非過去時制辞-iを接続すること ④モダリティ付加辞を接続しないこと	B 述語が動詞+タイ(-ta-)の場合 ②主語が第1人称経験者格であること ③非過去時制辞-iを接続すること ④モダリティ付加辞を接続しないこと
C 述語が感情表出動詞の場合 ②主語が第1人称経験者格であること ③非過去時制辞-ruを接続すること ④モダリティ付加辞を接続しないこと ⑤アスペクト接辞-tei-を接続しないこと	D 述語が感情変化動詞の場合 ②主語が第1人称経験者格であること ③過去時制辞-taを接続すること ④モダリティ付加辞を接続しないこと ⑤アスペクト接辞-tei-を接続しないこと

(1)はA（述語が感情形容詞）、(2)はB（述語が動詞+願望接辞-ta-）の例である^{*2}。いずれも〈感情表出〉と言えるのは、主語が第1人称であるaだけである。第2人称のb、第3人称のcは、命題内容条件の②のみに反する文だが、非文となる。

(1)a 私は水が欲しい。 〈感情表出〉

b *君は水が欲しい。

c *彼は水が欲しい。

(2)a 私は水が飲みたい。 〈感情表出〉

b *君は水が飲みたい。

c *彼は水が飲みたい。

ただし、命題内容条件の③または④に反した場合、つまり、過去時制辞を接続するか、モダリティ付加辞かを接続した場合、〈状態描写〉という全く別の文機能を有する文として使用可能となる。

(1)b' 君は水が欲しかった／欲しいだろう。 〈状態描写〉

c' 彼は水が欲しかった／欲しいだろう。 〈状態描写〉

(2)b' 君は水が飲みたかった／飲みたいだろう。 〈状態描写〉

c' 彼は水が飲みたかった／飲みたいだろう。 〈状態描写〉

*2 感情の種類による下位範疇については次頁で普及するが、(1)、(2)は〈願望表出〉である。

(3)はC(述語が感情表出動詞)、(4)はD(述語が感情変化動詞)の場合である³。この場合もやはり〈感情表出〉と言えるのは、主語が第1人称であるaだけである。第2人称のb、第3人称のcは、命題内容条件の②に反する文であり、非文である。

(3)a 私は胸が痛む。 〈感情表出〉

b *君は胸が痛む。

c *彼は胸が痛む。

(4)a 私は腹が減った。 〈感情表出〉

b *君は腹が減った。

c *彼は腹が減った。

(3)が命題内容条件の③または④に反する場合、つまり、過去時制辞を接続するか、モダリティ付加辞かを接続した場合、やはり〈状態描写〉文となる。

(3)b' 君は胸が痛んだ／痛むだろう。 〈状態描写〉

c' 彼は胸が痛んだ／痛むだろう。 〈状態描写〉

(4)が命題内容条件の④に反する場合も、同様に〈状態描写〉文となる。

(4)b' 君は腹が減っただろう。 〈状態描写〉

c' 彼は腹が減っただろう。 〈状態描写〉

(4)が命題内容条件の③に反する場合は、A～Cのケースとは逆に非過去時制を接続することになるが、その場合、動作動詞の特性が発揮されて〈事象描写〉となる。

(4)b'' 君は腹が減る。 〈事象描写〉

c'' 彼は腹が減る。 〈事象描写〉

なお、〈感情表出〉には、表出される感情の種類によって、下位範疇を設ける。感情の種類は述語の品詞の下位区分にそのまま対応するため、その詳細は、形容詞分類を論じた3. 2、及び、感情動詞分類を論じた4. 1に譲るが、ここでは結論的に、品詞の下位区分と文機能の下位範疇の対応関係だけを[表2]に示しておく。

[表2] 感情性述語の品詞と〈感情表出〉の下位範疇との対応関係

上位区分	品詞分類			文機能
		感情形容詞	感情表出動詞	感情変化動詞
下位区分		思考表出動詞	思考変化動詞	〈思考表出〉
	情意形容詞	情意表出動詞	情意変化動詞	〈情意表出〉
	感覚形容詞	感覚表出動詞	感覚変化動詞	〈感覚表出〉
		知覚表出動詞		〈知覚表出〉
	動詞+タイ 動詞+テシ			〈願望表出〉

*3 下位範疇としては、(3)は〈感覚表出〉または〈情意表出〉、(4)は〈感覚表出〉である。

2. 4. 2. 2 〈意志表出〉

〈意志表出〉の命題内容条件（初期）

- ① 述語が意志動詞であること
- ② 主語が第1人称動作主格であること
- ③ 過去時制辞を接続しないこと
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと

述語を「意志動詞」に限定する条件①と、第1人称の動作主格を取るという条件②とは表裏一体の関係にある。述語内では、接辞-yoo が接続される場合（A）と、非過去時制辞が接続される場合（B）とがある。それぞれについて、より厳密な条件を立てると以下のようになる。

〈意志表出〉の命題内容条件（A）

- ① 述語が意志動詞であること
 - ② 主語が第1人称動作主格であること
 - ③ 時制辞のかわりに接辞-yoo*を接続すること
- ※ 否定意志表出の場合、接辞-mai

同一述語中に時制接辞と両立しない接辞-yoo が用いられることによって、モダリティ付加辞は形態的に接続し得ず、排除される。従って、〈意志表出〉の本来の命題内容条件のうち、④は条件として立てる必要がない。ここではアスペクト接辞-tei-の有無は〈意志表出〉の文機能に影響しないので、排除しない。

仁田(1985b)では、接辞-yoo は主語の人称に応じて意味を変える多義的な形式である、との見方を示している。(1)の[]内は仁田の論述によるものである。しかし、そこで接辞の意味とされているものは、実は-yoo を文末に持つ文の文機能のことである。それを→の右側に示した。

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---|--------------|
| (1)a 僕も | } 行こう。 | [意向] | → | 〈意志表出〉 |
| b 君も | | [誘いかけ] | → | + [I] 〈意志表出〉 |
| c 彼も | | [推量] | → | 〈事象描写〉 |

(1)b の場合、仁田がわざわざ主語を助詞モで承けさせていることからわかるが、いわゆる「誘いかけ」の意味が生じるためには、話者自身（第1人称）も主語に含まれていなければならない。この場合〈意志表出〉の命題内容条件は満たされている。それが《勧誘》となるのは〈文機能〉ではなく、《発話機能》のレベルにおいてである。なぜなら、当該の文が明らかに聴者に対して伝達され、しかも「示された行為は聴者にとって実行可能である」という語用論的条件が満たされなければ《勧誘》の意味は発生しないからである。なお、主語をモではなくハで承けさせた場合には、「君は行くだらう」と同義の文と

なる。これは本研究の立場では〈事象描写〉文となる。

(1)b' 君は行こう。 〈事象描写〉

もっとも、これも特殊な語用論的条件のもとでは、《勧誘》となり得る。

(1)c は条件の②に反して第3人称であるため、〈意志表出〉とはならず、〈事象描写〉となる。

(2)は述語に-yoo が接続しているものの、動詞語幹が無意志動詞であるため、条件の①に反する例である。(1)cと同様、〈事象描写〉となる。

(2) 私もきっと命を狙われよう。 〈事象描写〉

接辞-mai は、〈意志表出〉においても〈事象描写〉においても、-yoo の否定に相当する。従って、命題内容条件にも違いはない。違いがあるのは、《発話機能》の面で、いかなる語用論的条件の下でも《勧誘》にはなり得ない、という点だけである。

(3)a 僕は } 〈意志表出〉

b 君は } 行くまい。 〈事象描写〉

c 彼は } 〈事象描写〉

(3)a では、〈意志表出〉を否定しているのではなく、行為の否定を〈意志表出〉しているということ、つまり、「ある行為を行わない」ことを〈意志表出〉しているということを確認しておきたい。

〈意志表出〉の命題内容条件 (B)

- ① 述語が意志動詞であること
- ② 主語が第1人称動作主格であること
- ③ 非過去時制辞 -ru* を接続すること
- ※ 否定意志表出の場合、否定辞 -ana- + 非過去時制辞 -i
- ④ モダリティ付加辞を接続しないこと
- ⑤ アスペクト接辞 -tei- を接続しないこと

(A) で示した接辞-yoo は形態的な拘束が強く、時制辞や他のモダリティ付加辞(ダロウ、ソウダなど)の付加を形態的に排除するが、-yoo がない言い切りの文では、そうした接辞の付加が形態的に許されるので、命題内容条件の中で制限しておかなければならない。

つまり、時制辞は -ru か -ta のいずれかの選択が義務づけられるため、条件③が明示する必要がある。また、モダリティ付加辞も形態上は接続が可能だが、接続すると〈意志表出〉ではなくなるため、条件④によって排除しておくわけである。アスペクト接辞については、(A) では排除されなかったが、ここでは排除する。「僕はずっと君のことを待っているよ」のような文は、通常、時制意味は現在と解釈され、文機能も発話時の自分の状態を描写した〈状態描写〉と考えるのが妥当で、この種の文が意志表出と解釈されるためには、現在の状態が当事者にとっては自明であるために時制意味が未来に限定されるとい

った、語用論的条件の充足によってはじめて、《意志表出》の発話機能が発生すると考えたい。以上の理由から初期条件にはない、条件⑤を設けている。

例文(4)aは、(2)aと異なって、モダリティ接辞-yooがないが、文機能としては話者が自らの行為への意志を述べているのだから、(2)aと同様の〈意志表出〉となる。この種の文については、山岡(1989)で、動詞のいわゆる「ル形言い切り」に見られる現象として、「疑似意向文」と呼んで詳しく論じた。

- | | | | |
|------|----|-----------|--------|
| (4)a | 私は | } 今すぐに行く。 | 〈意志表出〉 |
| b | 君は | | 〈事象描写〉 |
| c | 彼は | | 〈事象描写〉 |

しかし、そのような効力が発生するのは、aのみであり、第2人称主語のbでは〈事象描写〉となる。《発話機能》としては主に《予告》で、語用論的条件(発話状況や人間関係など)によっては《命令》ともなり得る。その場合、文末のイントネーションも関係するだろう。第3人称の場合も、〈事象描写〉である。この場合は《命令》にはなり得ない。

結局、接辞-yooがあってもなくても、これらの命題内容条件がすべて満たされた場合に〈意志表出〉が生じるのだということを考え合わせると、接辞-yooに〈意志表出〉の意味を帰着させるのは理論的に厳密でないと言える。

次に、山岡(1989)で引用した実例を挙げるが、(7)~(11)に関しては、主語が表現されていないが、発話状況によって第1人称の人称意味が決定している(すべて+[I]^{As})。またいずれも意志動詞が用いられている。これによって命題内容条件が満たされ、〈意志表出〉という文機能が発生する。

- | | | |
|------|-----------------------|-------|
| (5) | 頑張るわ、わたし……。 | (毎日) |
| (6) | 俺も見つけるぞ! | (男女) |
| (7) | 寝るわ、もう。 | (毎日) |
| (8) | トレーニングジムに行ってくるわ。 | (ハンゲ) |
| (9) | お七の母親の墓参りをすませたらすぐ戻るよ。 | (必殺) |
| (10) | 八時半のフェリーに乗る。 | (男女) |
| (11) | 110番するよ。 | (君の) |

接辞-yoo, -maiを接続しない〈意志表出〉は、否定辞-naを排除しない。つまり、(12)のように、行為の否定を〈意志表出〉する文となる。この場合の非過去時制辞-iは、動詞に接続する非過去時制辞-ruの異形態としておく。

- (12) 私、諦めないよ。冬美ちゃんと約束したもの。あんたを一人前の男にするって約束したもの、私、絶対にあきらめないよ!! (大阪)

2.4.3 〈命令〉

- | |
|-------------------------------|
| 〈命令〉の命題内容条件
① 述語が意志動詞であること |
|-------------------------------|

- ②主語が第2人称動作主格であること
- ③時制辞のかわりに接辞-ro^{*}を接続すること
- ※否定命令(=禁止)の場合、接辞-runā

〈命令〉は、聴者に行為をしむけようとするものであるから、それ自体の性質から言うならば《発話機能》であるはずである。しかし、敢えて〈命令〉を〈文機能〉として設定せざるを得なかったのは、その《発話機能》に専用的に用いられる、固定されたモダリティ形式(-ro,-runā)が存在するからである。形式として固定されている以上、それは〈文機能〉でもあり、《発話機能》でもあることになる。

しかし、上の説明は正確さを欠いている。なぜなら、語用論的条件が何ら設定されていないのに《発話機能》が発生することはあり得ないからである。例えば、前節に挙げた例文(1)は〈文機能〉としては〈感情表出〉だが、どのような語用論的条件(PC)が満たされるかによって、《要求》にも《願望表出》にもなり得るのである。

(1) 君に転勤してほしい。 +[I]

PC1a:話者Sが聴者Hの行為を指示する権限をもつ

PC1b:話者Sは聴者Hの行為を指示する権限をもたない

PC2:話者Sは聴者Hの行為が自身の利益に関与する

ケース1 PC1a + PC2 → 《要求：指動》

ケース2 PC1b + PC2 → 《願望表出：表出》

一方、(2)は命令接辞-i(-roの異形態)が付加しているが、この文の使用は、PC1aの条件下に制限されている。PC1bやPC2において(2)が発話された場合、不適格になる。少なくとも必要以上に高圧的に響く。

(2) 君は転勤しなさい。

PC1a:話者Sが聴者Hの行為を指示する権限をもつ → 《命令：聴者拘束》

PC1b:話者Sは聴者Hの行為を指示する権限をもたない → ??不適格

PC2:話者Sは聴者Hの行為が自身の利益に関与する → ??不適格

結局、動詞+命令接辞という述語形式は、《命令》という発話機能を担わせられることが最初から約束された述語形式だということになる。言い換えれば、動詞+命令接辞は聴者の存在も、命令に必要な語用論的条件も含意していることになり、聴者を想定しない独白や命令の権限が保証されない発話状況のもとでは不適格になる。

しかも命令接辞-roは、形態的にモダリティ付加辞と共起しない上に時制辞とも共起しない(時制意味としては未来)。従って、命題内容条件によってモダリティ付加辞を排除したり、時制辞を特定したりする必要がない。主語の人称に関しても、命令接辞-roを持つ文が《命令》として機能するものだと決まっている以上、形態が第2人称主語を指定す

ることになる。これが仁田(1985b)で論じられた「人称指定」⁴現象の本質である。その意味で、〈命令〉の命題内容条件で主語を第2人称に指定するのは、〈命令〉機能を生じるための条件であり、かつ、文法的な文を生成するための条件でもあることになる。

このことは本来聴者を前提としないはずの〈文機能〉の類型の中で唯一〈命令〉だけが、主語の人称を第2人称に制限する命題内容条件を有している点にも、特殊性が表れている。

また、《発話機能》としての《命令》は動詞+命令接辞の形態と必ずしも一致しない。(1)のPCIaが《命令》の機能を発生させる点から見ても、《命令》と〈命令〉が一致しないことは明らかである。《命令》は《聴者拘束》という上位範疇に含まれる。

なお、「意志動詞+*-runa*」については、命令接辞*-ro*と否定辞*-na*が形態的に両立しないため、意味的に否定と命令を兼ねた(つまり禁止の)接辞として固有の形態を持ったものである。文機能としては〈命令〉に含めてよいと考える。

(3) いや、君の立場は良く判ってる。気にするな。 +[I] (卒業)

2.4.4 〈演述〉

2.4.4.1 〈演述〉の全体像

最後に〈演述〉は、2.1で詳細に論じたとおり、Searleの発話行為論では *assertives* に当たり、Bühlerの言語機能論では *Darstellung* に当たる。佐久間(1941)でBühlerの説を引用する際、「演述」という訳語が当てられたことから、本論文ではこの語を採用している。

〈演述〉は、客観性のある命題内容を聴者に伝達する文機能である。伝達される命題内容は、主語は全人称、述語は全時制にわたるため、命題内容条件に人称、時制に関する項目が基本的にはない。これは、他の〈遂行〉、〈表出〉、〈命令〉が、人称、時制における条件によって、明確に区別されたのと比べると、際立った特徴である。しかし、特定の聴者を想定しない書記言語においては、すべての文が徹頭徹尾、〈演述〉文であることから、伝統的な言語学は洋の東西を問わず〈演述〉文を考察対象の中心に据えてきたと言える。

このような〈演述〉に、文機能論上、有意味であると言えるような下位分類があり得る

*4 仁田がこの種の人称現象に最初に言及した仁田(1979)や、比較的最近の仁田(1991)でも「人称制限」という用語が用いられている。これは、主語の人称と「発話・伝達のモダリティ」の意味(本論文の立場では〈文機能〉)との間に相関関係があることを、モダリティの側からの人称に対する制限として捉えたことによる用語である。ところが、仁田(1985)に限っては「人称指定」という用語が用いられている。本来、命令文は第2人称以外では非文となるような特殊な例だが、仁田(1985)においては、モダリティ形式が固定されている点で、考察対象として取り上げやすかったせいも、命令文を中心に「発話・伝達のモダリティ」を論じた。そのため「人称指定」としたのだろう。結果的に人称が制限される場合を「人称制限」と呼び、動詞語幹+命令接辞のように、一つの人称に指定する場合を「人称指定」と使い分けてはどうか(2.3.2でも言及している)。

だろうか。

文機能は、一切の語用論的条件を考慮しない段階の文の機能であるから、語用論的条件が満たされることを前提とするものは文機能とは言えない。例えば、金水(1991)が言及した「知らせ(告知)」や「確認」といった発話行為は、金水が指摘しているように、話者が、自分と聴者との間で、命題に関する仮説の強弱をどうみなすかによって終助詞が選択され、それによって、いかなる発話行為を遂行するかが違ってくことを論じている。このような語用論的条件に基づくものは間違いなく《発話機能》の一種として位置づけられるべきものである。例えば、話者が、聴者よりも自分の方が強い仮説を持っているとみなした場合に、終助詞「よ」が用いられ、《告知》という発話機能が発生するということになる。

文形式のみから〈演述〉の下位分類を考えるとすると、その基準としては、主語名詞句の種類(意味格、語彙的意味特徴、結合価など)、述語の種類、述語のアスペクト上の特徴、ヴォイス的な構文特徴、などが考えられるが、やはり述語の種類を基準とすることが最も適切であろう。その第一の根拠としては、〈遂行〉、〈表出〉、〈命令〉の命題内容条件の下位分類においても、述語の種類を分類基準としたのだから、それとの整合性を考慮するということである。第二に、述語こそ、現象世界から言葉への写像を最も直接的に反映するものだからである。また、本研究での〈文機能〉が基本的に単文を対象としていることから考えても、単文を構成する最も基礎的な要素である述語を分類基準とすることは整合的であると考えられる。第三に、次小節で言及するとおり、先行研究において、述語の品詞と文の機能との間に相関関係があると論じたものがこれまでもいくつかあったことを考慮するものである。

〈演述〉という文機能の性質から言えば命題内容に制限は課さないはずだが、述語の性質の側に〈演述〉の機能と合いにくいものがある。従って、述語の種類を限定すると、ある程度細かい命題内容条件を立てる必要が生じる。そのことを中心に以下に述べる。

2.4.4.2 〈描写〉と〈叙述〉

〈演述〉の下位分類は[表1]に示した通り、〈事象描写〉、〈状態描写〉、〈関係叙述〉、〈属性叙述〉の四種となるが、名称にも考慮してあるように、前二つが〈描写〉、後二つが〈叙述〉という中間分類が可能である。

両者の区別は、日本語学史上、少なからず議論されてきた。佐久間(1941)では、述語の品詞によって文としての言語機能が異なるとして、動詞述語文を①「物語り文」、名詞述語文・形容詞述語文を②「品定め文」と呼んで区別した(便宜的に①②と番号を添える)。

時代がかなり下って、工藤浩、益岡、高橋の三者が、ほぼ同時期に共通して、述語の品詞と文機能の対応が単純ではないことを指摘した。まず工藤(1985)は、佐久間の用語に修正を加え、「水は百度でふつとうする」のような物事の一般的な説明をする動詞文は②「品定め」文であるとしている。益岡(1985)の①「事象叙述」と②「属性叙述」は、ほぼ

2. 4 日本語の〈文機能〉の概観

佐久間の「物語り文」と「品定め文」に対応するが、ここでは逆に、形容詞文であっても、感情形容詞文や一時的な属性を表す文は①「事象叙述」だとしている。同様に、高橋(1986)でも、属性形容詞文には、①「アクチュアルな状態」を表すものと、②「特性を表すもの」の二種があるとして区別している。

以上の三者の関係を表にしたものが[表3]である。高橋の場合、感情形容詞文もアクチュアルな状態を表すものであることを他の論考でも言及しているので、この際、益岡と高橋を同種の説とみなした。太い実線で示したのが「物語り文」と「品定め文」との境界線、点線で示したのが述語品詞別の境界線である。諸説で特に言及している種類の例文だけを記入してある。表は、左から右に考察対象となる例文が累加されていったと見てもらえばよい。

[表3] 佐久間(1941)における「物語り文」と「品定め文」の区別とその後の諸説

	佐久間 1941	工藤 1985	益岡 1985、高橋 1986	
物語り文 (叙述)	水が流れる	水は百度で沸騰する	私は水がほしい(感情) 君の手、冷たい(一時的)	動詞文
品定め文 (描写)	水は冷たい (恒常的特性)			
	水は液体だ			

このように、文機能と述語品詞との対応関係をめぐっては、細部にわたる緻密な議論が必要であることがうかがい知れるが、用語の違いはあれ、「物語り文」と「品定め文」という二種の文の区別が歴然としたものであることだけは確かなようである。

話を戻すと、この「物語り文」と「品定め文」が、それぞれ、本研究での〈描写〉と〈叙述〉に対応するわけである。両者の決定的な違いについて、ごく簡単に言うのであればこういうことになる。

〈描写〉は、客観世界のある現象を、そっくりそのまま話者が言語表現に写像するものであるのに対し、〈叙述〉は、二つの概念を話者の責任において一つに結びつけることによって、文のレベルで発生する高次の概念を創出することである(関係づけにせよ、特徴づけにせよ)。

このことは、主題の有無とも関係がある。〈描写〉では、動詞述語や形容詞述語と、それら述語語彙が必須成分として要求する名詞句とがセットで写像に用いられるため、無題文が基本である。ただし、文脈の流れに応じて名詞句の一つが主題化されても文機能までは変わらない。

一方、〈叙述〉において、話者の責任において結びつけられる二つの概念は、「主題」と「命題」という位置づけを与えられる。言い換えれば、それに対して〈叙述〉を創出し

ようとする事物を、最初に主題として提示する必要がある。従って、〈叙述〉は必ず有題文でなければならない。〈叙述〉において提題助詞ハが用いられない場合も、久野(1973)以来「総記」と呼ばれる、特殊な「提題」が行われているのであって、あくまでも有題文と言うべきである。

2.4.4.3 〈事象描写〉

〈事象描写〉の命題内容条件
述語が意志動詞、事象動詞の場合

「事象」とは、何らかの時間的制約を含意する現象の総称である。ある時間の幅の中でのみ実現する現象、時間軸上の一点にのみ現出する現象、時間軸に沿った変化を内に含んでいる現象、などはいずれも動作動詞文、事象動詞文によって表現される。

- (1) 男は細君を愛してはいたが、その気が利かない事ではよく腹を立て、癩癩を起し、意地悪い叱言を続け様にいって細君を困らした。〔使役動詞は意志動詞〕(転生)
- (2) その度、細君は自身のその性質を嘆き、愚痴を云った。〔意志動詞〕(転生)
- (3) する事総てが彼の思う壺を外れた。〔事象動詞〕(転生)

〈事象描写〉の命題内容条件
述語が可能動詞、属性動詞、所要動詞の場合
②過去時制辞-taを接続すること

叙述動詞のうち、〈属性叙述〉に主に用いられる可能、属性、所要の各動詞も、過去時制では〈属性叙述〉ではなく、過去の事実を描写する〈事象描写〉文となる。

- (4) 父が元気な頃はよくここへ出入りしていたが、今は出入りする者はほとんどいない。誰に気兼ねすることもなく本は自由に読めた。〔可能動詞〕(花埋み)
- (5) 類は友を呼ぶの譬に洩れず、来る女中来る女中、皆気が利かなかつた。〔属性動詞〕(転生)
- (6) これらの手法は、最新の手法と比較すると手間がかかり、測定にはある程度の熟練を要した。〔所要動詞〕(「化学分析」の項)

2.4.4.4 〈状態描写〉

〈状態描写〉の命題内容条件
述語が状態動詞以外の動詞の場合

②アスペクト接辞-tei-を接続すること

「状態」とは、時間的制約を含意しない現象の総称である。現実世界の現象としては時間を超えて不変であるような現象というものはあり得ないが、言語表現への写像において、時間的制約を写像に取り込まないもの、という言い方もできる。

状態動詞以外の動詞にアスペクト接辞-tei-を接続すると、あらゆる事象から時間軸上の変化、起動、完了などの局面がすべて奪われる。このことを「状態性が付与される」という。

例えば、「食べてい-」は動詞の語彙的意味を持つ語幹 *tabe-* に状態性付与のアスペクト接辞-tei-が後接したものである。しかし、文としてのアスペクト意味はこれだけでは決まらない。時間副詞相当句である「さつきから」が命題内で用いられれば、命題のアスペクト意味は、「語幹が示す動作が継続中の状態であること」を意味する。しかし、別な時間副詞「二年前に」が換わると、「語幹が示す動作を以前に経験した状態であること」を意味する。今挙げた二つのアスペクト意味のうち、接辞-tei-それ自体の意味は「状態であること」だけであり、両者のことなる部分は、副詞（句）によってもたらされたアスペクト意味である。また、ここでは敢えて時制接辞を接続しなかった。この場合、-ta を後接しようと-ru を後接しようと、アスペクト意味に違いは生じないからである。

動詞+ -tei-を述語とする〈状態描写〉の用例はいくらでも見つけられるが、ここでは二例のみ挙げておきたい。

- (1) 総てに馬鹿さの感じが、漲ってるじゃないか。〔事象動詞+ -tei-〕（転生）
- (2) 国道を海軍のトラックが西へ向かって二台走る、自転車に乗った警防団の男がメガフォンでなにか怒鳴っている、〔動作動詞+ -tei-〕（火垂る）

〈状態描写〉の命題内容条件

述語が状態動詞の場合

②アスペクト接辞-tei-を接続しないこと

状態動詞（ある、いる、要る）は、語彙的意味に時間軸に局在する事象的性質がもともと含まれていない（これを「状態性」が含まれていると言ってもよい）ため、アスペクト接辞を接続することなく、そのまま〈状態描写〉となる。

- (3) 或所に気の利かない細君を持った一人の男があった。〔状態動詞〕（転生）

〈状態描写〉の命題内容条件

述語が状态的属性形容詞、描写形容詞の場合

〈状態描写〉に多く用いられるのは、いわゆる属性形容詞文である。他の条件は一切な

い。属性形容詞には〈属性叙述〉を専らにして〈状態描写〉になりにくいものがあるが（恒常的属性形容詞）、ここに挙げた「状态的属性形容詞」はむしろ、〈状態描写〉としてもよく用いられる語彙である。また、「描写形容詞」とは、〈属性叙述〉になり得ず、〈状態描写〉を専らとする語彙のことである。なお、形容詞の下位分類については、3.2で詳述している。

(4) 子供から寝起きの悪い良人は朝飯の食卓でよくこういう痲癢を起した。空腹だと一層それが烈しかった。〔状态的属性形容詞〕（転生）

(5) 男はもう一度聞いた。その声の中には何かいかにも「なんだこいつは困ったやつだな……」というような感情があからさまだった。〔描写形容詞〕（新橋）

〈状態描写〉の命題内容条件

述語が感情表出動詞、感情変化動詞、感情形容詞の場合

②主語が非第1人称経験者格であること

③モダリティ付加辞、アスペクト接辞-tei-のいずれかを接続すること

〈感情表出〉に用いられることを主たる機能とする述語群においても、他者の感情を客観的に描写する場合には〈状態描写〉となる。

(6) お前たちは霧でお互に顔も見えずさびしいだろう。〔感情形容詞〕（シグナ）

(7) 家の者たちはほんとうに気が違ってしまったとでも思うだろう。〔感情動詞〕（生れ）

2.4.4.5 〈関係叙述〉と〈属性叙述〉

〈叙述〉とは、二つの概念を話者の責任において一つに結びつけることによって、文のレベルで発生する高次の概念を創出することである、と先に述べた。そのうち、名詞的概念どうしを結びつけるのが〈関係叙述〉であり、名詞的概念と属性的概念（形容詞的概念）とを結びつけるのを〈属性叙述〉とする。

本来、「属性」というものはある事物に対して何らかの視点を当てた時に浮かび上がる抽象的な性質のことである。例えば「トマト」という事物に、「色」という視点を当てた時に、「赤い」という横断的な属性が浮かび上がる。横断的という意味は、「トマト」、「血」、「ブレーキランプ」、「女子トイレの表示」など、複数の事物を横断するということである。こうしてみると、「トマト」という名詞的概念の抽象性と、「赤い」という属性的概念の抽象性には明らかに差がある。つまり、名詞的概念の方は独立的、一次的であるが、属性的概念は依存的、二次的である、ということである。

トマトに、「色」、「形」、「重さ」、「味」といった視点を一切与えず、何の属性も

浮かび上がらせることがなくても、その野菜を「トマト」と認定できる。一方、「赤い」の方は「トマト」なり「血」なり、何らかの名詞的概念の存在が前提とされなければ、「赤い」という属性的概念は存在しない。

このような両者の特質に基づけば、話者は、名詞的概念に属性的概念を結びつけることはあり得ても、属性的概念に名詞的概念を結びつけるなどということは原理的にあり得ない。従って、両者を結びつける時は必ず、名詞的概念が主題で、それに属性的概念が命題として結びつけられなければならない。これが〈属性叙述〉である。

属性的概念が主題になることはあり得ないが、名詞的概念がそのまま命題を構成することはあり得る。つまり、主題も命題も名詞的概念であるような場合である。その場合、両者ともに独立的であるような二者の概念の結びつけの機能こそが、話者の責任においてなされる〈関係叙述〉の文機能に当たる。

2. 4. 4. 6 〈関係叙述〉

〈関係叙述〉の命題内容条件

述語が名詞＋判定詞、関係形容詞の場合

②主題があること

「関係」というのは、二者の名詞的概念どうしの関係のことである。名詞的概念は、名詞、名詞句、名詞節として表される。

その典型的な例は名詞述語文である。

(1) この人は太郎さんです。

(2) 太郎さんは学生です。

(1)における「この人」と「太郎さん」の結びつけ方と、(2)における「太郎さん」と「学生」の結びつけ方は明らかに異なる。高橋(1984)によると、前者は「同一づけ」、後者は「種類づけ」ということになる。高橋は他の結びつけ方についても列挙的に述べているが、構文的に言えば、名詞的概念どうしであれば、何と何を結びつけることも一切制限はない。ただ、意味的な制約が自ずと発生するのは当然のことである。高橋は単文レベルで解釈可能な例文に限定して論述しているので、意味的な制約が強く働き、あたかも、名詞述語文の語彙の選択に大きな制限があるかのように感じさせる。しかし、実際にはそんな制限はないに等しい。

例えば、国語学界では有名な「僕はうなぎだ」という文は、高橋(1984)の論述では「何づけ」に当たるのだろうか。これは「僕」という人物と、「ウナギ」という魚類とを結びつけるものがこの文形式の中になっただけのことである。そこが料理店であり、話者が今まさに注文を行おうとしているという発話状況があれば、その状況が両者を結びつけてくれるであろう。言語学者はせいぜい文に「語用論的解釈」を与えるのが関の山だが、真実は、語用論的状況の中で文が発話されているのであって、あべこべである。高橋はそうした語

用論的状况を一切捨象し、「さそりは虫よ」（高橋によれば「種類づけ」）のように、二つの名詞句の辞書的意味どうしだけで結びつけることが可能な名詞述語文だけを念頭において論述しており、言語使用の実態からかけ離れていると言わざるを得ない。

このように、名詞述語文は、二つの名詞的概念を結びつける上で極めて自由度の高い構文である。

〈関係叙述〉の命題内容条件

述語が関係動詞の場合

- ② 主題があること
- ③ 非過去時制辞 -ru を接続すること
- ④ アスペクト接辞 -tei- を接続しないこと

極めて限定的な結びつけ方か、名詞述語文の範囲外の結びつけ方を表現する手段として、関係動詞、関係形容詞がある。関係動詞「属する」、関係形容詞「同じだ」を例にとってみよう。(1)と(2)は、それぞれ a が名詞述語文（高橋(1984)による意味関係を添える）で、b は、a とほとんど同義の関係動詞文、関係形容詞文である。

(1)a クジラは哺乳動物だ。（高橋「種類づけ」）

b クジラは哺乳動物に属する。〔関係動詞〕

(2)a 君の帽子は昨日テレビで女優が被っていた帽子だ。（高橋「同一づけ」）

b 君の帽子は昨日テレビで女優が被っていた帽子と同じだ。〔関係形容詞〕

名詞述語文の否定に対応するものもある。

(3)a クジラは魚ではない。

b クジラは魚と違う。〔関係動詞〕

(4)a 君の帽子は昨日テレビで女優が被っていた帽子ではない。

b 君の帽子は昨日テレビで女優が被っていた帽子と違う。〔関係動詞〕

c 君の帽子は昨日テレビで女優が被っていた帽子と別だ。〔関係形容詞〕

さらに、名詞述語文では表現し得ない特殊な関係概念を表現する手段として、関係動詞、関係形容詞が用いられる。

(5) 君の弁明は目撃者の証言と矛盾する。〔関係動詞〕

(6) うちの人は事件と無関係です。〔関係形容詞〕

このように二つの名詞的概念を結びつけるために用いられた関係動詞や関係形容詞は、さらに何らかの概念を表しているのかというと、その結びつき方そのものの質を概念として表している。これを「関係概念」と呼ぶ。属性的概念が一つの名詞的概念に依存していたように、関係概念は二つの名詞的概念に依存していることになる。

(7)の a、b では、二つの名詞的概念を関係概念が結びつけているが、c では二つの名詞的概念と関係概念が結びつけられている。(7)c は関係動詞文、関係形容詞文の中にのみ

見られる独特の構文である。

(7)a デンデンムシはカタツムリと同じだ。

b カタツムリはデンデンムシと同じだ。

c デンデンムシとカタツムリ(と)は同じだ。

いずれにせよ、二つの名詞的概念を結びつける文機能を〈関係叙述〉とする。名詞述語文、関係形容詞文の場合、他の条件なしで〈関係叙述〉文を作ることができる。

関係動詞文の場合は、アスペクト接辞-teiが接続するとわずかの差ではあるが、〈状態描写〉の一種である〈関係描写〉となる。時制辞-taについては、「異なった」のように非文となるもの、「一致した、矛盾した」のように事象動詞と同じ振る舞いを見せるものがあるが、いずれにせよ、〈関係叙述〉ではなくなるので、これを排除しなければならない。これについては5、6で論じている。

2.4.4.7 〈属性叙述〉

〈属性叙述〉の命題内容条件

述語が属性形容詞、名詞+判定詞の場合

②主題があること

「属性」とは、既に論述したように主語名詞句によって表される名詞的概念に何らかの観点から、二次的、依存的な把握される静的な特性のことである。〈属性叙述〉とは、名詞的概念を表す主題に、属性概念を表す命題を結びつけることによって行う叙述のことである。その最も典型的な例は属性形容詞文によるものである。

(1) 第一、自殺なんて芝居がかってて、みっともないからなあ。〔属性形容詞〕
(太郎)

属性形容詞文は、〈状態描写〉(君の顔、赤いよ)、〈属性叙述〉(トマトは赤い)のいずれにもなり得るが、少なくとも〈属性叙述〉の場合は有題文でなければならない。

名詞+判定詞が〈関係叙述〉ではなく〈属性叙述〉となるのは、その「名詞」が、独立的・一次的な名詞的概念ではなく、依存的・二次的な属性概念を表す場合である。これらは連体用法のないナ形容詞(呼称としてはおかしいが)として範疇化することも考えられるが、品詞分類の境界がわかりにくくなる恐れがあり、当面は名詞と考えておくべきであろう。なお、高橋(1984)では、この種の名詞述語文の意味関係を「性質づけ」としている。

(2) 〔アナグマは〕巣穴で暮らし、ほとんど夜行性である。〔名詞+判定詞〕
(「アナグマ」の項)

〈属性叙述〉の命題内容条件

述語が感情形容詞の場合

②(非第1人称の)主題があること

感情形容詞文もまた、〈感情表出〉（あの大きい犬、恐いよ）、〈属性叙述〉（ブルドッグは顔が恐い）と二通りの文機能を持ち得るが、〈感情表出〉の場合は主語が第1人称経験者格でなければならない上に、時制も非過去に制約され、モダリティ形式も排除されるのに対し、〈属性叙述〉の場合は、第1人称名詞句を除く何らかの主題がありさえすれば、過去時制でもいいし、モダリティ形式も排除されない。

- (3) 祖母はがっしりとした体つきで、怒ると父の貞行よりずっと恐ろしい。
〔感情形容詞〕 (塩狩峠)

〈属性叙述〉の命題内容条件

述語が属性動詞、可能動詞、所要動詞、価値動詞の場合

- ② 主題があること
- ③ 非過去時制辞 -ru を接続すること
- ④ アスペクト接辞 -tei- を接続しないこと

さらに、叙述動詞に属する、属性動詞、可能動詞、所要動詞、価値動詞は、述語としていわゆるル形言い切りの時に〈属性叙述〉文を作る。

- (4) 「お医者はいい、こんなことを申して何だが、お医者は人に感謝される上にお金が儲かる。こんな恵まれた商売はない」〔属性動詞〕 (花埋み)
- (5) 「エミューは」臆病で攻撃性はなく、敵におそわれるとかなりの速度ではしることができる。〔可能動詞〕 (「エミュー」の項)
- (6) 少量でも高価な物質であり、溶液を手ぬぐいや紙にしませて持ち出そうとする頭のいい者まで出た。この監視には大変な注意力を要する。〔所要動詞〕 (人民)
- (7) なみいる教父や教会博士の中でアウグスティヌスが占める位置は、使徒の中のパウロの位置に匹敵する。〔価値動詞〕 (「アウグスティヌス」の項)

〈属性叙述〉の命題内容条件

述語が動作動詞、事象動詞の場合

- ② 主題があること
- ③ 非過去時制辞 -ru を接続すること

ふつうは〈事象描写〉を作る動作動詞や、事象動詞が〈属性叙述〉となるケースとして5. 2において、超時時制と関連させながら論じている。

- (8) シャチは餌の種類が多く、水鳥や海生哺乳類も食べる。〔動作動詞〕 (「クジラ」の項)

- (9) 〔アラバマ州の〕メキシコ湾岸付近は約 1650mm で、夏季にはしばしばハリケーンが襲来する。〔事象動詞〕（「アラバマ州」の項）

この場合、時制辞-ru の前にアスペクト接辞-tei-が接続していても〈属性叙述〉であるものもある。

- (10) 交響曲第 9 番と「荘嚴ミサ曲」は啓蒙思想にもとづいて、すべてをおおらかにつつみこむ人道主義的理想を表現している。〔動作動詞〕（「ベートーベン」の項）

- (11) 東は北大西洋とカリブ海をむすぶウィンドワード海峡によって、イスパニオラ島（ハイチとドミニカ共和国）とへだてられている。〔事象動詞〕（「キューバ」の項）

2.4.5 疑問文について

本節では日本語の文機能の体系を整理し、8種の文機能の命題内容条件について、特にその中核にある述語の特性を踏まえて論述したが、最後に、ここで取り上げなかった種類の文に言及したい。いわゆる疑問文についてである。

疑問文は、本論文で範疇化した8種の文機能とは同次元において扱うことができない。なぜならば、本節で取り上げた8種の文機能のうち、〈命令〉を除く7種はすべて、それに対応する疑問文を作ることができる。この疑問文の機能を仮に〈問いかけ〉とするならば、〈遂行の問いかけ〉（＝約束しますか？）、〈意志表出の問いかけ〉（＝行きますか？）、〈感情表出の問いかけ〉（＝痛いですか？）となり、〈演述〉系の四種の文機能にそれぞれ〈問いかけ〉があるのは言うまでもない。故に、〈問いかけ〉と他の文機能とは少なくとも交差範疇の関係にあることになり、並列することができない。

これら〈問いかけ〉は一様に、聴者に対して、次に話者となって発話をなすことをしむける《指動》系の発話機能を内包している。そして、その相手になさせようとする発話の文機能を予告する形で、疑問文の構造が作られている。その際、命題内容条件で指定される人称意味が、第1人称から第2人称に入れ替わる点だけに変更される。

このことを整理すると、〈～の問いかけ〉と言っても、その〈～〉の種類のとおり同じ構造を成してはいるものの、〈～〉の文機能は疑問文の段階では全く発動していない。ここに構造と機能の乖離が生じている。

このような〈問いかけ〉の文機能を、8種の文機能と横並びに論じることができない。むしろ、発話機能に関する体系的な考察を行う際にこそ、不可欠な問題となるであろう。

これに関する当面の展望としては、山岡(1993)のような「情報帰属理論」の応用が、一つの方法として未だに有効であると考えられるが、発話機能論の全体系の中に位置づけるためには、なお緻密な立論を要する。本研究の中では、本論文の次の段階に位置すべき重要な課題として、今後に残したい。

2.5 文機能論からの動詞分類再考

2.5.0 本節の目的

本研究の中心的テーマである、文機能を範疇化する際に、中心に据えているのは述語の品詞である。特に文機能の範疇化はそのまま動詞分類・形容詞分類の範疇化と密接に関わり、本論文では、各章節の構成にも関わっている。形容詞分類に関しては3.2にて論述することにして、本章では、動詞分類の基本的なスタンスと、特に従来、状態動詞と呼ばれてきた範疇の分類の再考について考え方を示すことにする。

2.5.1 状態動詞の下位分類

現代日本語において、動詞でありながら、動的事象ではなく静的な状態や属性を表して状態性述語となる動詞の一群がある。金田一(1950)によって始まったアスペクト上の意味特徴による動詞分類では、「状態動詞」と呼ばれるものである。動作動詞+非過去時制辞-ruを述語とする文の時制意味は未来となるのに対し、状態動詞+非過去時制辞-ruを述語とする文の時制意味は、未来ではなく、現在(または超時)である、とされる。

金田一の分類は、アスペクト接辞-teiが接続した場合のアスペクト意味の違いをもとにしたものであったために、主眼は、継続動詞と瞬間動詞の区別の方に置かれた。その後の奥田(1977)による瞬間動詞から変化動詞への重要な修正についても、その後奥田を踏襲した高橋太郎や工藤真由美の研究も、同じ線上にある。

その中で、「状態動詞」は接辞-teiが接続しない動詞として、まず最初に土俵の外に追いやられるような傾向があった。例えば工藤(1987)では、動詞全体をまず最初に、アスペクト対立の中に入る「運動動詞」と、アスペクト対立の中に入らない「状態動詞」に分け、その上で、運動動詞を「主体変化動詞」と「主体動作動詞」に分類することを主張しているが、これなどは、状態動詞が動詞分類の例外的存在であることを、金田一の四分類におけるそれよりも、さらに鮮明にしたものと言える。

そうした状況下で、状態動詞の厳密な外延の記述や、詳細な下位分類といったことは、相対的に見て十分行われてこなかったと言ってよいが、少なくとも、語彙を列挙する際に、たとえ便宜的にであれ、いくつかのグループに整理しつつ挙げられているものがいくつかある。それらをもとに、状態動詞の下位分類について、先行研究を公約数的に概括するならば、存在動詞(ある、いる、……)、可能動詞(できる、読める、……)、必要動詞(要る、値する、……)感情表出動詞(思う、困る、……)、関係動詞(異なる、矛盾する、……)となる。

(1) おや、庭の木のそばに猫がいるよ。〔存在〕

(2) うちの子は「エリーゼのために」が弾ける。〔可能〕

- (3) 契約書には保証人の印が要る。〔必要〕
 (4) 日本は政治後進国だと思う。〔感情表出〕
 (5) 被害者の訴えは目撃者の証言と一致する。〔関係〕

この五種を枠組みとして、先行研究を概観することにする。ここで、それを表として示す。

[表1] 状態動詞の下位分類に関する先行研究の概観^{*1}

分類	感情表出		存在	必要	関係		可能	(形容詞)	形状(~ている)	
語例	痛む	思う	ある・いる	要る	異なる		読める	甘すぎる	優れ~	面し~
金田一 1950			ある・いる	要する	違う	当たる	出来る	大きすぎる	第四種動詞	
鈴木 1972			存在	動作=状態			度をこした			
			存在	/	異同	相当	可能性・能力	性質・状態		
工藤 1987			存在	/	関係	能力(能)	特徴			
町田 1989	知覚	思考	存在	必要	関係		可能			
益岡・田窪 1992			存在・所有	必要	関係概念		可能			
工藤 1995	内的情態		存在	/	関係	特性			空間的配置	

この表の見方を説明する。まず、太線の内側が状態動詞である。ただし、工藤(1995)に限って「静態動詞」という用語が用いられているが、内容的に見て、また、それ以前の工藤の論考との関連性から見て、従来の状態動詞に相当するものと判断した。

金田一(1950)では、状態動詞の語彙が列挙されているものの、下位分類は行われていないため、本論文の筆者の判断で、上に整理した五種の枠組みに該当すると考えられる語彙を配した。

二重線の内側は隣接範疇と性質を共有する、あるいは中間的なもの、とされているものである。具体的には、金田一(1950)の「違う、当たる」は第四種動詞と性質を共有するとされている。鈴木(1972)では、動作動詞と状態動詞の中間的なものとして、「存在(存在する)・異同・相当・可能性・能力」が挙げられている。この分類では、状態動詞は二重線の外側の「存在(ある・いる)」と「度をこした性質・状態(~すぎる)」の二種だけとされている。

この表の左右の列挙順には理論上の根拠はないが、なるべく中央に異論の少ないものを配置し、外側に説に異なる異なりを配置するように工夫した。それによっては一瞥で見取れるのが表の左端の「感情表出動詞」に対する扱いの違いである。2.5.2では特にこの点について考察する。

*1 それぞれの文献の該当頁は以下の通り。金田一(1950)pp.7-12(同(1976)所収)、鈴木(1972)pp.308-310、工藤(1987)p.5、町田(1989)pp.27-35、益岡・田窪(1992)p.12、工藤(1995)pp.44-45,69-80。

2.5.2 感情表出動詞は状態動詞か

本論文では、人間の感情を語彙的意味とする動詞には話者自身の発話時の〈感情表出〉に用いることができる「思う、困る、痛む」などの動詞を「感情表出動詞」とする。語彙的意味において共通していながら、そのままでは話者自身の〈感情表出〉に用いることができない語彙（喜ぶ、悩む、悲しむ、など）を「感情描写動詞」とする。また、タ形で〈感情表出〉の述語となる語彙（疲れた、参った、のどがかわいた、など）を「感情変化動詞」とする。この三種の総称を「感情動詞」とする。以上は本論文の立場を概略的に述べたものだが、その詳細は4.1に譲ることとし、ここでは、感情表出動詞と状態動詞の関係に限定して考察したい。

最初に、感情動詞のうち、先行研究で状態動詞の語彙に挙げられたことがあるのは、感情表出動詞に限られ、感情描写動詞や感情変化動詞を状態動詞の語彙として挙げたものが皆無であることを確認しておきたい。

感情表出動詞に対する扱いに限っては、各研究者間で全く一貫していない。金田一(1950)では、状態動詞として列挙された語彙の中に、「思う、困る、痛む」などは含まれていない。鈴木(1972)では、「すぎさらず(非過去形)」の用法の中に、意思表示や気分や感覚の表現において、現在時制であることが述べられているが、鈴木はこれを一つの用法と考え、語彙としては状態動詞に含めず、動作動詞の一種と考えている。町田(1989)では、はじめて明確に状態動詞の下位部類として、「知覚」、「思考」が挙げられている。工藤はもともと感情表出動詞に言及してこなかったが、工藤(1995)では、動詞全体を「外的運動動詞・内的情態動詞・静態動詞」の三つに区分する説を唱えた。そこでは、従来の状態動詞を静態動詞とし、それと対立する範疇として、感情表出動詞を「内的情態動詞」としている。

感情表出動詞に対する扱いが研究者によってまちまちであったのは、もともとアスペクト上の対立という視点では捉えきれない特殊性があったためだと考えられる。確かに、「思う、困る、痛む」は非過去形で、未来ではなく現在時制になる点は、他の状態動詞と共通しているが、アスペクト接辞-tei-を付加し得る点で、金田一(1950)の状態動詞の定義から外れるのである。そして、「思う」と「思っている」の違いが人称性の違いにあることに気づいていた研究者は少なくなかったが、そのことはアスペクトの観点からの分類の視野には入れにくかったのである。工藤(1995)では、感情表出動詞が述語として人称制限を生じる問題を「アスペクト対立の部分的変容」として、アスペクト的 분류の中に強引に取り込んだ上で、「内的情態動詞」との呼称を与えたのである。

筆者が従来のアスペクト的動詞分類に異を唱えるのは、細部の問題に対してではなく、根本的な問題として、感情表出動詞に対して、アスペクトの観点だけでは十分な位置づけができないことによるのが最大の問題である。

本論文では、意志動詞文の非過去形が未来になるのは、〈意志表出〉の文機能、感情表出動詞文の非過去形が現在になるのは〈感情表出〉の文機能の、それぞれ命題内容条件か

らくるものであることを既に論じている。いわゆる人称制限もまた、それぞれの命題内容条件からくるものである。それを述語とする文における文機能の問題であって、動詞単独の特徴と考えるべきではない。

つまり、文機能の観点から言えば、状態動詞の他の下位範疇がすべて〈演述〉に用いられるものであるのに対し、感情表出動詞だけは〈感情表出〉という文機能を担うことがある。しかも、それは第1人称経験者格の場合に限られ、他の人称の経験者格が表れていると、〈感情表出〉ではなくなり、〈演述〉（特に〈状態描写〉）となってしまう。それが人称制限の本質であった。

以上のような観点から見れば、まず、感情表出動詞を、他の存在、可能、必要、関係の各動詞とともに状態動詞の下位範疇とすることには問題があると言える。

感情表出動詞に関するもう一つの問題は、同じ感情動詞でも「喜ぶ、悩む」などは、非過去形で時制意味が現在になるとは言い難い。これらの語彙は話者の直接の〈感情表出〉には用いられないからである。このような問題は、感情動詞の内部に入っている十分な考察が必要である。以上の点は4.1において、さらに詳細に論じる。

2.5.3 時制・相と文機能からの状態動詞分類再考

次の問題は、状態動詞の非過去時制の状態動詞文の時制意味は、未来ではなく、現在であるとされてきたわけだが、その中のいくつかは「現在」ではなく「超時」であるのにも関わらず、その違いに言及した先行研究がほとんどない^{*)}。試しに、冒頭に挙げた例文を再掲するが、次のように時制が分かれる。

- (1) おや、庭の木のそばに猫がいるよ。〔存在〕〔現在〕〈状態描写〉
- (2) うちの子は「エリーゼのために」が弾ける。〔可能〕〔超時〕〈属性叙述〉
- (3) 契約書には保証人の印が要る。〔必要〕〔現在〕〈状態描写〉
- (4) 日本は政治後進国だと思う。〔感情表出〕〔現在〕〈感情表出〉
- (5) 被害者の訴えは目撃者の証言と一致する。〔関係〕〔超時〕〈関係叙述〉

現在時制は発話時現在に局限された事象や一時的状態が担う時制意味である。それに対して超時時制は、恒常的な属性や関係が担う時制意味で、「特定時間との関係づけができない一般化された時制意味」と定義される。このような一時的状態を描写するか、恒常的な属性を叙述するか、という対立は文機能上の対立となる。

存在動詞の(1)は一時的な状態を描写した〈状態描写〉であり、時制意味は「現在」である。可能動詞の(2)は人物の恒常的な属性としてその能力を叙述しており、〈属性叙述〉であり、「超時」である。(3)は一時的な必要性なのか、「契約書」における恒常的な属性

*2 「超時」に言及したものとしては、金田一(1955)、寺村(1984)、高橋(1986)などがあり、それについて5.2で論述するが、状態動詞の下位範疇の文法的特徴として超時を論じたものは見当たらない。

なのか、この文だけでは判断がつきにくいですが、通常のこの語彙の使用傾向から考えて、ここでは「現在」とした。感情表出動詞の(4)は話者の発話時の感情を表出する〈感情表出〉であるから、「現在」である。(5)は二つの名詞的概念の恒常的関係を叙述する〈関係叙述〉であり、「超時」である。

なお、上述の超時時制の定義では、当該の命題内容が事実関係として永遠不変の真理である必要はない。命題内容として時間上の局在や変化が表現されていなければ超時と認められる立場である。「前はピアノが弾けなかったが、今は弾ける」のような文の主節の時制意味は、発話時という特定時間との関連が発生しており、超時ではなく現在である。

さらに言えば、アスペクト上の特徴においても、先行研究は考察が不十分である。「要る」のように絶対に接辞-tei-が接続しないもの、関係動詞「異なる、属する」のように、接辞-tei-を接続してもほとんどアスペクト意味が変化しないように感じられるもの、可能動詞「読める」のように、接辞-tei-を接続した場合に（例、英語の教師が生徒の教科書朗読を聴いて「読めているじゃないか」とほめるような場合）、継続動詞や変化動詞とは全く異なるアスペクト対立が見られるものもある。

このように一口に状態動詞と言っても、時制的にも一律ではなく、まして文機能に関しては異種の機能を持つものが混在するものを、一つに範疇化しようということ自体に無理があるのではないか。ここに拵がった文機能のうち、動詞のアスペクト論が関係するのは〈状態描写〉だけである。いわゆる動作動詞のル形とテイル形の意味対立の多様性をいくら議論しても、文機能の観点で言えばどれも〈事象描写〉と〈状態描写〉の対立である。その一方で、様々な文機能の多様性を見せるこれらの動詞群を、一つの視点のみから一律にくくってしまうのは、動詞の豊かな機能からも目をそらすものである。

しかし、だからといって動詞と文機能とが一対一対応しているわけではない。例えば、〈意志表出〉という文機能に用いられる意志動詞は、〈事象描写〉にも用いられるし、感情表出動詞にしても、他者の感情を描写する場合は〈感情表出〉ではなく、〈状態描写〉となる。しかし、語彙分類の手法としては、述語の種類を強く制限するような文機能から優先的に考えること、つまり、〈感情表出〉という文機能は用い得る語彙を決定的に制限するので、その語彙を感情形容詞や感情表出動詞などとするのは順当な手法である。

こうした目で見ると、存在の「いる」を状態動詞とするのは肯けるが、一時的状態を表すことがない価値動詞のようなものを状態動詞と呼ぶのはおかしい。以上のような観点で、総合的に検討した結果として、[表3]のような動詞分類を提案する。

この分類では、状態動詞を存在の「ある、いる、おる」と必要の「要る」だけに限定した^{*)}。逆にそれ以外で従来状態動詞とされてきたものには「叙述動詞」という名称を与え

*3 [表1]の鈴木(1972)にも見られるように、動詞「存在する」は「ある、いる」とは性質が異なり、「位置する、隣接する」などの関係動詞に近いものであることから(5.7.9にて詳述)、存在動詞という呼称は紛らわしく、廃止したかったという事情もある。

た。これらは、述語として〈叙述〉を主たる機能とするということだけが唯一の共通項だからである。その一つ一つは、依然として異なる文法的特徴を持っており、この下位範疇の枠組みは維持せざるを得ないのである。

ただし、これまでどの範疇にも区分されていなかった動詞群を、「属性動詞」、「所要動詞」、「価値動詞」として範疇化した。これについては第5章で論述する。

[表3] 本論文の動詞分類の概略

	大分類	下位分類	語例	主たる文機能
動 詞	意志動詞	遂行動詞	約束する、命名する	遂行、意志表出
		動作動詞	歩く、争う、送る	意志表出、事象描写
	感情動詞	感情表出動詞	思う、痛む、腹が立つ	感情表出、状態描写
		感情変化動詞	疲れる、弱る、痺れる	感情表出、状態描写
		感情描写動詞	喜ぶ、悲しむ、怒る	状態描写、事象描写
	描写動詞	状態動詞	ある、いる、おる、要る	状態描写、属性叙述
		事象動詞	流れる、落ちる、雨が降る	事象描写
	叙述動詞	可能動詞	わかる、通じる、手が届く	属性叙述、状態描写
		属性動詞	役立つ、好む、気が利く	属性叙述、状態描写
		所要動詞	要する、かかる、足りる	属性叙述、状態描写
		価値動詞	値する、匹敵する、拘わる	属性叙述
		関係動詞	異なる、違う、属する	関係叙述、状態描写

2.5.4 状態動詞をめぐるその他の問題

[表1]の右側の、過剰の意味の補助動詞-sugi-については、単独の語彙ではないということから、扱いが分かれている。これについては、考察の対象が形容詞+ -sugi-であることをまず明確にした上で、形容詞が動詞型の時制接辞を伴う特殊ケースと考えるべきで、動詞分類の中に置く必要はないと考える。動詞+ -sugi-の場合は、上接の動詞のアスペクト的特徴を何ら変化させるものではない（主に継続動詞に接続する）ので、全く考察の対象とならない。

また、金田一の「第四種動詞（形状動詞）」については、工藤の説だけがこれを一貫して状態動詞（静態動詞）に含んでいる。その理由は、本章の冒頭でも触れたが、工藤は形式上のアスペクト対立がない動詞を、状態動詞（静態動詞）としたからである。つまり、いわゆる第四種動詞は常にアスペクト接辞-tei-を接続するという特徴を有しており、形式上のアスペクト対立がないという点では、アスペクト接辞-tei-を接続し得ない状態動詞と区別する必然性がない、と判断したわけである。この点で、工藤の分類説は、動詞のル形とテイル形の対立の分類と言ってよい。なぜなら、「山がそびえている」と「崖が崩れている」の違いは、ル形との関係を見なければ出てこない。つまり、「崖が崩れる」という事象はあるが、「山がそびえる」という事象はない、という違いである。そうなると、

「道が曲がっている」と「針金が曲がっている」とは、異なるアスペクト特徴を持っていることになり、「曲がる」は両方に分類されることになる。この問題も、結局のところ、金田一の最初の試みの中で十分に考慮されていなかった問題である。このように、この種の動詞分類で脇に置かれた状態動詞に注目すればするほど、アスペクト的 분류の限界を感じさせられる。